

---

美 馬 市  
次世代育成支援後期行動計画

---

平成 22 年 3 月



## はじめに

現在の我が国における少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済全般に構造的変化をもたらすことが予想され、国においては「次世代育成支援対策推進法」を制定し、計画的な取り組みを推進しています。

美馬市では、総合計画において、まちづくりの将来像を「四国のまほろば 美馬市 一だれもが住みたくなるまちをめざして」と定め、その実現のために、市民と行政がともに考え、チャレンジし、活動するという「共創・協働」を基本理念として魅力に溢れるまちづくりを進めています。

特に、私たちの未来を託す子どもたちの育成は重要課題であり、そのため、子育て支援を充実して、子育て家庭を応援することを重要施策と位置づけ、平成 17 年 3 月に策定した「美馬市次世代育成支援行動計画（前期計画）」に基づき、様々な施策を推進してまいりました。

このようななかで、より一層の次世代育成支援を推進するため、前期計画を検証するとともに、新たな子育て支援施策の動向や市民ニーズに即した、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に集中的に取り組む「美馬市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

次代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境づくりをめざして、子育て支援施策を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

おわりに、本計画を策定するにあたり、「ニーズ調査」にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました「美馬市次世代育成支援後期行動計画策定協議会」委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

美馬市長 牧 田 久

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画推進の方策	4
5 計画策定におけるポイント	5
第2章 現状と課題	6
1 人口構造	6
2 産業と就業の現状	12
3 保育所・幼稚園、小学校・中学校の現状	13
4 課題分析	16
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本的視点	26
2 基本理念と将来像	27
3 施策体系図	28
第4章 基本施策と重点事業	29
1 地域における子育て支援の充実	31
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進	37
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	40
4 子育てを支援する生活環境の整備	43
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	44
6 子ども等の安全の確保	44
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	46
8 子育て世帯への経済的支援	48
第5章 目標事業量の設定	49
●○●参考資料○●○	50

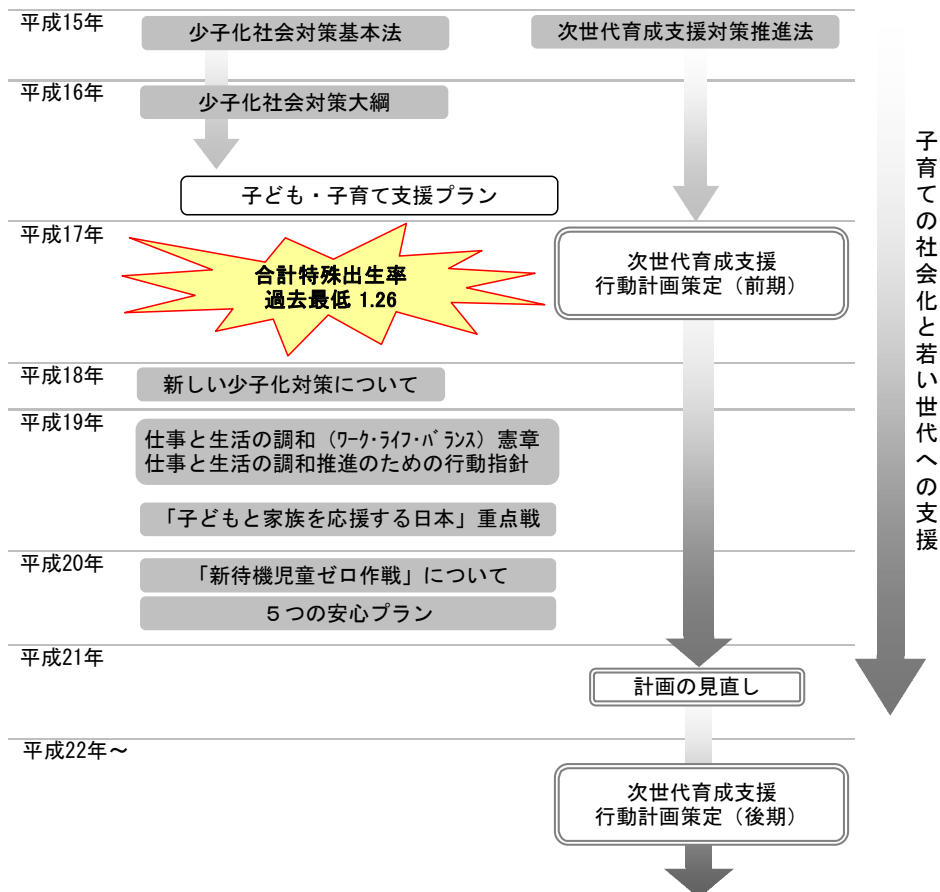
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

わが国では、子どもの数が昭和48年の第2次ベビーブーム以降今日まで減少の一途をたどり、平成17年には合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）が1.26と過去最低を記録するなど急激な少子化が進んでいます。平成20年には1.37と少なからず増加していますが、人口を維持するために必要とされている2.08と比較すると、依然として少子化が進行しているといえます。

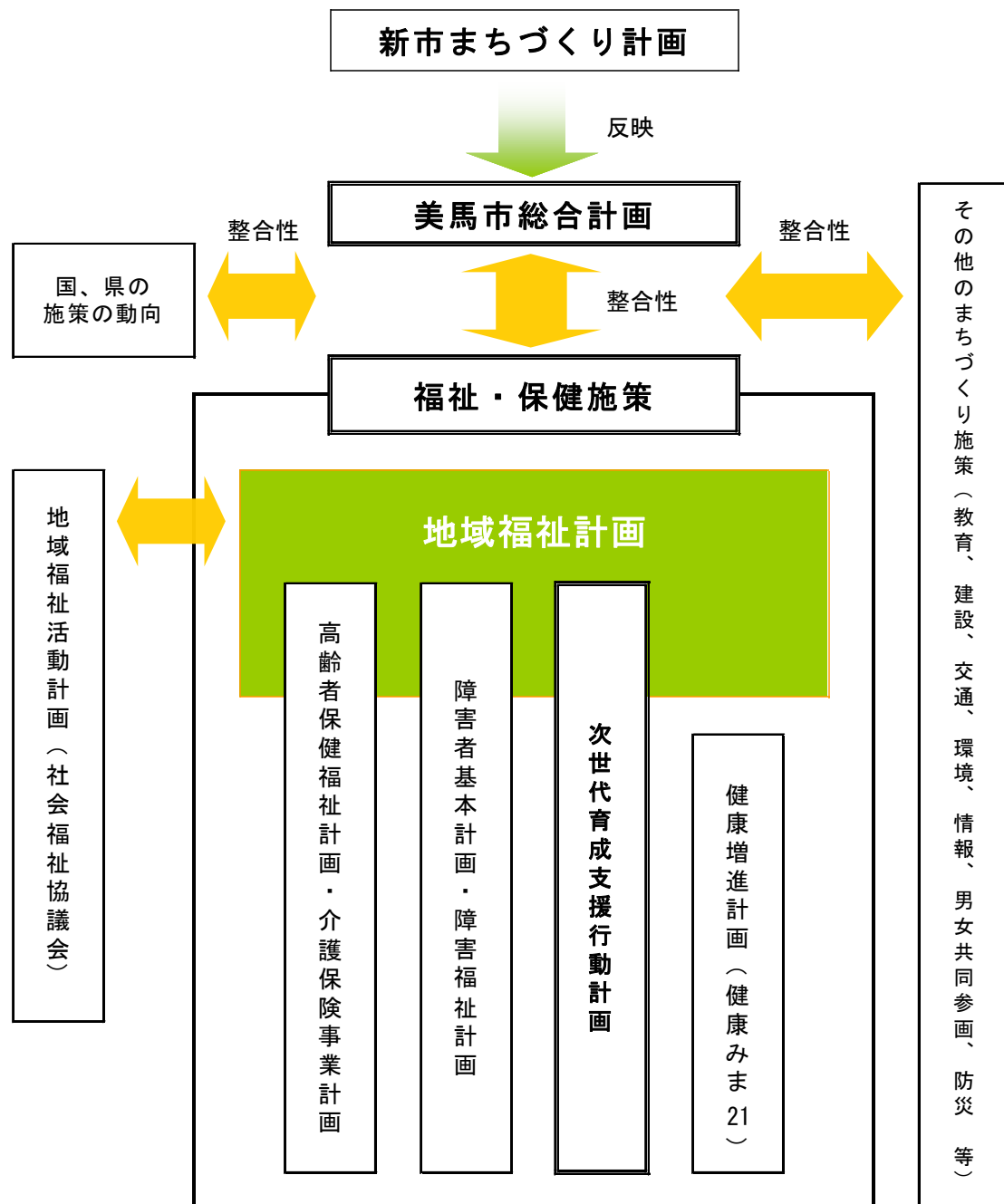
少子化の流れを変えるために、平成15年7月に10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国、地方公共団体、301人以上の企業等が平成16年度中に行動計画を策定することが義務づけられました。これを受け、本市でも「美馬市次世代育成支援行動計画（以下「前期計画」という。）」を策定し『すべての市民による子育て家庭と子どものための計画』を基本理念に各施策の推進に努めているところです。

平成21年度をもって前期計画の計画期間が終了することから、前期計画の検証及び見直しを行いながら「次世代育成支援後期行動計画（以下「本計画」という。）」の策定を行います。



## 2 計画の位置づけ

本計画は次世代を育む若い世代の支援を含む広い意味での「子育ての社会化」をめざすものであり、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合した行動計画として、本市の「美馬市総合計画・実施計画」を上位計画とし、他の関連する計画との整合性を図りながら、次代を担う子ども及びすべての子育て家庭を総合的・計画的に支援します。



## 3

## 計画期間

計画期間は5年（5年ごとの見直し）であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされています。また、その達成状況の検証などの評価を行うこととなっています。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
次世代育成支援行動計画（前期）									
			アンケート 調査	見直し					
					次世代育成支援行動計画（後期）				

### ■計画策定と見直しの流れ

本計画を策定するにあたって、平成20年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、地域住民の代表や保健福祉関係者等により構成される「美馬市次世代育成支援後期行動計画策定協議会」を設置し、幅広い意見の集約を行うとともに計画に反映させることを目的として、平成21年7月から平成22年3月にかけて計5回の審議を行いました。

日 程		内 容
第1回	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・計画概要説明</li> <li>・アンケート調査結果報告</li> <li>・前期計画の状況について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第2回	9月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前児童数及び幼稚園・保育所の状況について</li> <li>・目標事業量の設定について</li> <li>・計画に盛り込むべき施策の検討について</li> </ul>
第3回	11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策体系・計画の骨子（案）について</li> </ul>
第4回	2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書素案の検討</li> </ul>
第5回	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の承認、提出</li> <li>・意見交換</li> </ul>

## 4

## 計画推進の方策

本計画の実施にあたっては、計画的に施策を推進していく必要があることから、以下の3つ取り組みによって、計画を実効性のあるものとしていきます。

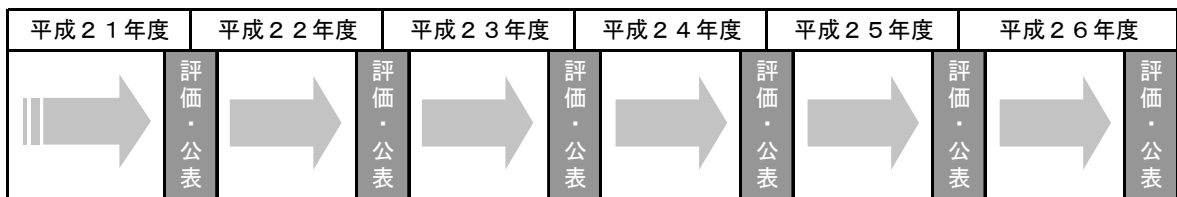
### (1) 美馬市次世代育成支援対策地域懇話会

住民代表や学識経験者、関係機関等で構成する「次世代育成支援対策地域懇話会」を設置しており、事業の実施状況等の情報交換や計画の推進状況について定期的にフォローアップを行うとともに、総合的な施策の推進に努めます。

### (2) 計画の評価

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、各課において各施策の進捗状況の評価（アウトプット評価）を毎年行い、ホームページで公表します。

＜アウトプット評価の流れ＞



### (3) 関係機関との連携

子育て支援を総合的に推進するためには、市の関係各課の施策の推進だけではなく、住民組織や関係機関等との協働が重要です。

そこで、子育て支援に関わる住民組織、社会福祉協議会、児童相談所、保健所等との連携を強化し、効果的な施策の推進に努めます。

## 5 計画策定におけるポイント

本計画策定での新たな対策の方向性として、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が求められています。

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

近年の長期的な経済の低迷や産業構造の変化による長時間労働や、共働き世帯の増加、正社員以外の働き方の増加等により、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらの問題が、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないなどの大きな要因となり、ひいては社会活力の低下や少子化・人口減少にまでつながることから、職場、地域を含めた意識改革や働き方の改革が必要です。

#### ■ワーク・ライフ・バランス憲章■

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を実現する。

### (2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

包括的・体系的（様々な考え方に基づく次世代育成支援策の方策化・体系化）、普遍性（誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる）、連続性（育児休業から小学校就学前まで切れ目がない）を有した支援体制を構築していく必要があります。

#### ■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略■

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るため、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

## 第2章 現状と課題

### 1 人口構造

#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は平成17年から平成21年にかけて1,627人減少しています。年齢区分別にみると、「年少人口(0～14歳)」は487人減少(-11.6%)、「生産年齢人口(15～64歳)」は1,124人減少(-5.4%)、「老年人口(65歳以上)」は16人減少(-0.2%)となっており「生産年齢人口(15～64歳)」の減少が目立っていますが、「老年人口(65歳以上)」の減少は比較的緩やかなことがわかります。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
年少人口(0～14歳)	4,188人	4,060人	3,911人	3,822人	3,701人
生産年齢人口(15～64歳)	20,738人	20,525人	20,217人	19,866人	19,614人
老年人口(65歳以上)	10,205人	10,227人	10,232人	10,256人	10,189人
総人口	35,131人	34,812人	34,360人	33,944人	33,504人

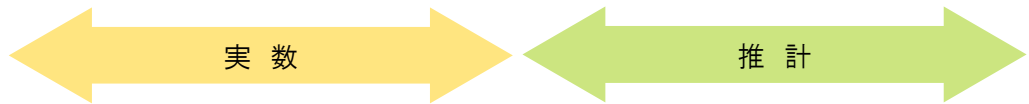
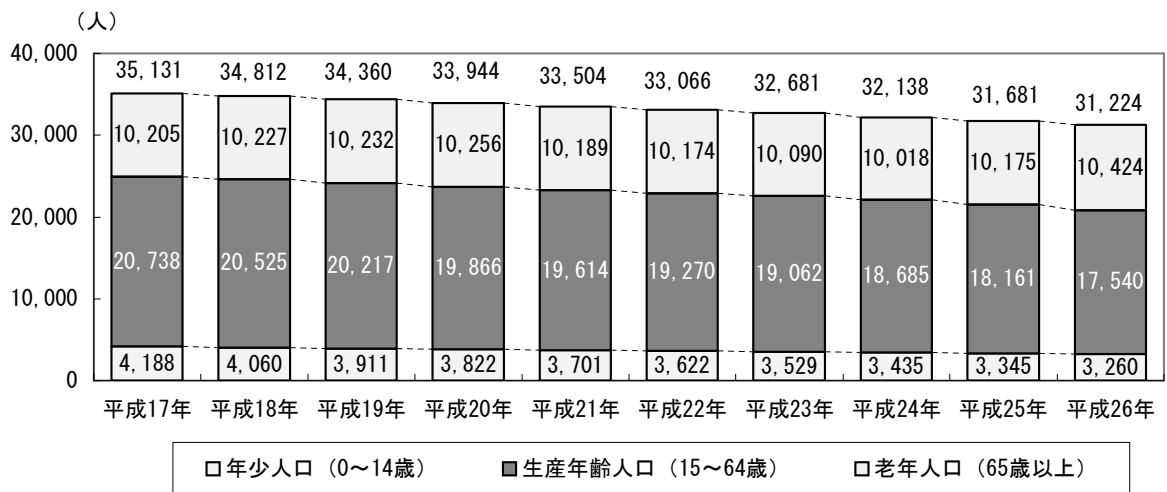
(各年4月1日時点\_住民基本台帳)

平成22年からの推計人口をみても、平成26年にかけて毎年減少し、5年間で1,842人減少する見込みとなっています。

年齢区分別にみると、「年少人口(0～14歳)」は362人減少(-10.0%)、「生産年齢人口(15～64歳)」は1,730人減少(-9.0%)、「老年人口(65歳以上)」は250人増加(+2.5%)となっており少子高齢化の進行が見受けられます。

※平成17年から平成21年の4月1日現在における住民基本台帳人口を用い、コーホート変化率法(※)で人口推計を行いました。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口(0～14歳)	3,622人	3,529人	3,435人	3,345人	3,260人
生産年齢人口(15～64歳)	19,270人	19,062人	18,685人	18,161人	17,540人
老年人口(65歳以上)	10,174人	10,090人	10,018人	10,175人	10,424人
総人口	33,066人	32,681人	32,138人	31,681人	31,224人



**※コーホート変化率法**

一定期間に出生した集団(コーホート)に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的变化(5年後や1年後の人口変化)を将来も一定であると仮定し、将来の人口を推計する方法です。

## (2) 年少人口（0～14歳）の推移

本市の年少人口は平成17年から平成21年にかけて487人減少しています。

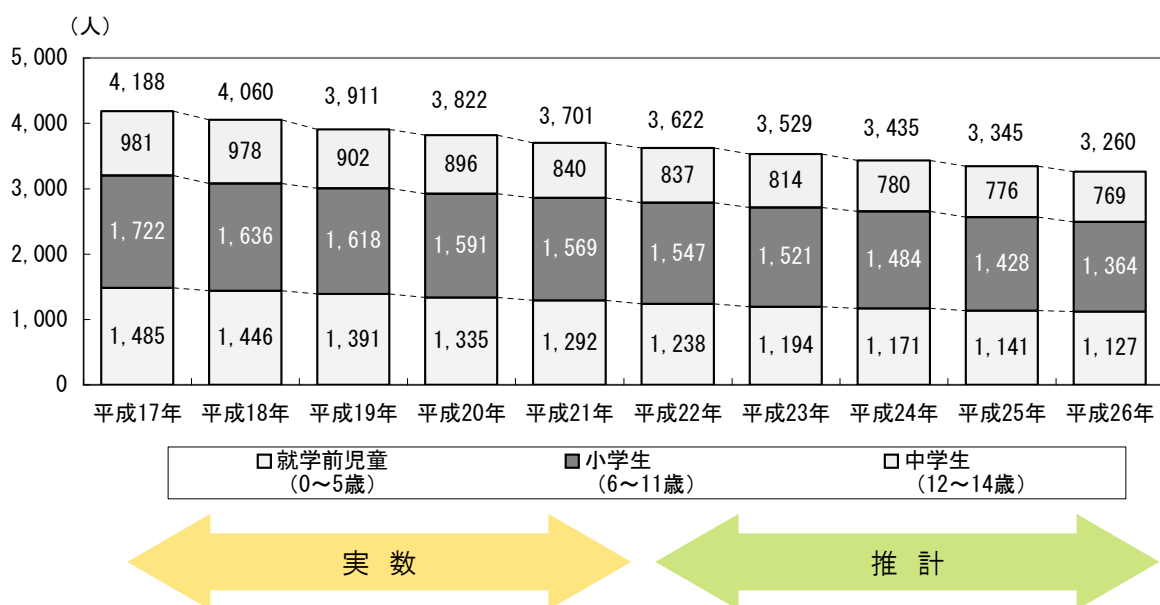
年齢区分別にみると、「就学前児童(0～5歳)」は193人減少(-13.0%)、「小学生(6～11歳)」は153人減少(-8.8%)、「中学生(12～14歳)」は141人減少(-14.4%)しています。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
就学前児童(0～5歳)	1,485人	1,446人	1,391人	1,335人	1,292人
小学生(6～11歳)	1,722人	1,636人	1,618人	1,591人	1,569人
中学生(12～14歳)	981人	978人	902人	896人	840人
年少人口(0～14歳)	4,188人	4,060人	3,911人	3,822人	3,701人

平成22年からの推計人口をみても、平成26年度にかけて毎年90人前後の減少があり、5年間で362人減少する見込みとなっています。

年齢区分別にみると、「就学前児童(0～5歳)」は111人減少(-9.0%)、「小学生(6～11歳)」は183人減少(-11.8%)、「中学生(12～14歳)」は68人減少(-8.1%)する見込みとなっています。

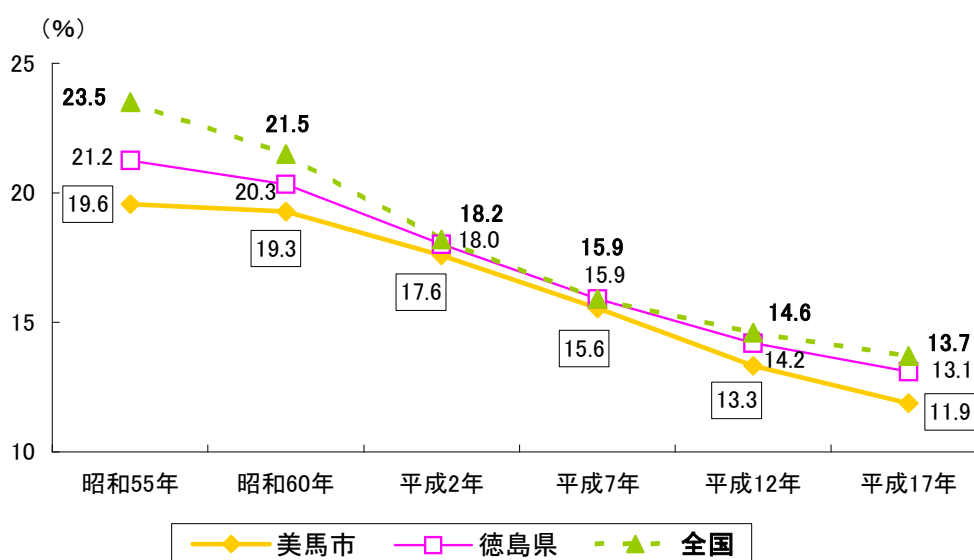
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
就学前児童(0～5歳)	1,238人	1,194人	1,171人	1,141人	1,127人
小学生(6～11歳)	1,547人	1,521人	1,484人	1,428人	1,364人
中学生(12～14歳)	837人	814人	780人	776人	769人
年少人口(0～14歳)	3,622人	3,529人	3,435人	3,345人	3,260人



### (3) 年少人口（0～14歳）割合

年少人口（0～14歳）割合は昭和55年から平成17年にかけて減少しています。  
 全国・徳島県と比較すると、本市は昭和55年から平成17年にかけていずれも最も低い割合を示しています。

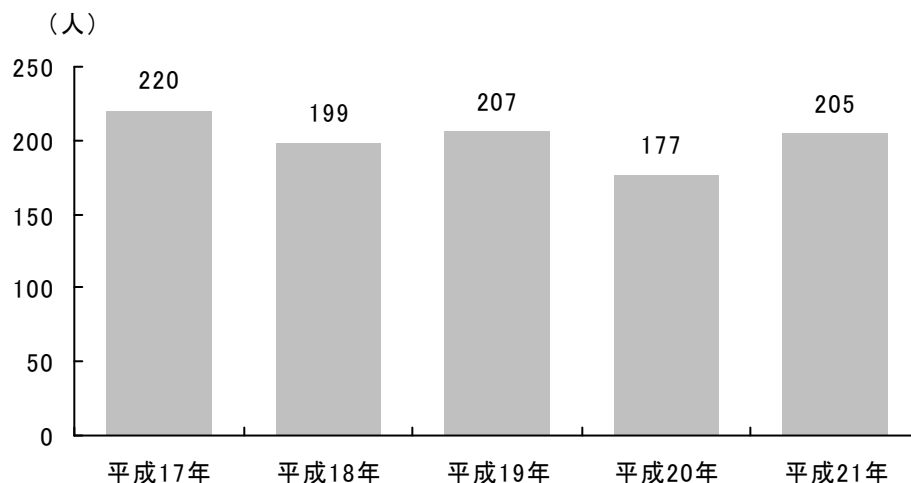
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
美馬市	19.6%	19.3%	17.6%	15.6%	13.3%	11.9%
徳島県	21.2%	20.3%	18.0%	15.9%	14.2%	13.1%
全国	23.5%	21.5%	18.2%	15.9%	14.6%	13.7%



※国勢調査データ\_各年10月1日時点

#### (4) 0歳人口

0歳人口をみると、平成17年から平成21年にかけて増減を繰り返しており、毎年200人前後で推移しています。

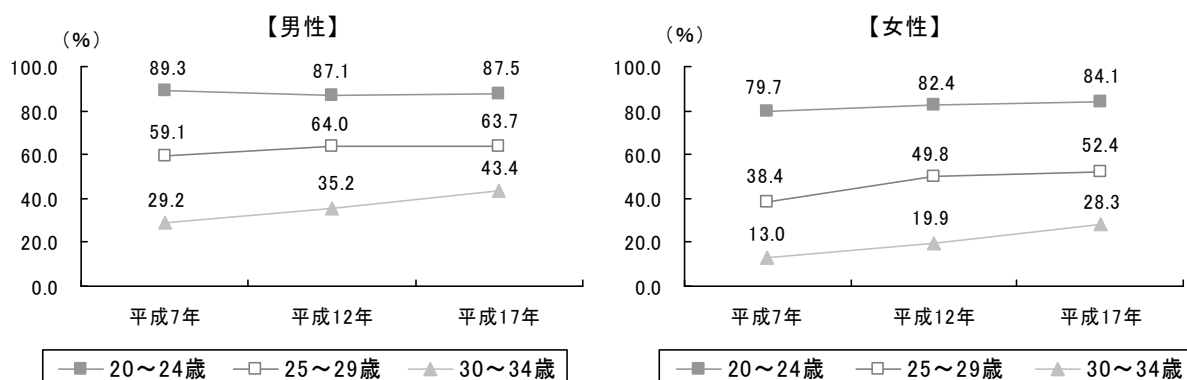


※住民基本台帳データ\_各年4月1日時点

#### (5) 未婚率

未婚率をみると、平成7年から平成17年にかけて、20～24歳の男性以外は増加傾向となっています。

年齢区分でみると、平成7年から平成17年にかけて、男性・女性とも30～34歳が最も増加し、男性は14.2%、女性は15.3%増加しています。性別でみると、女性より男性の方が全体的に未婚率が高いことがわかります。

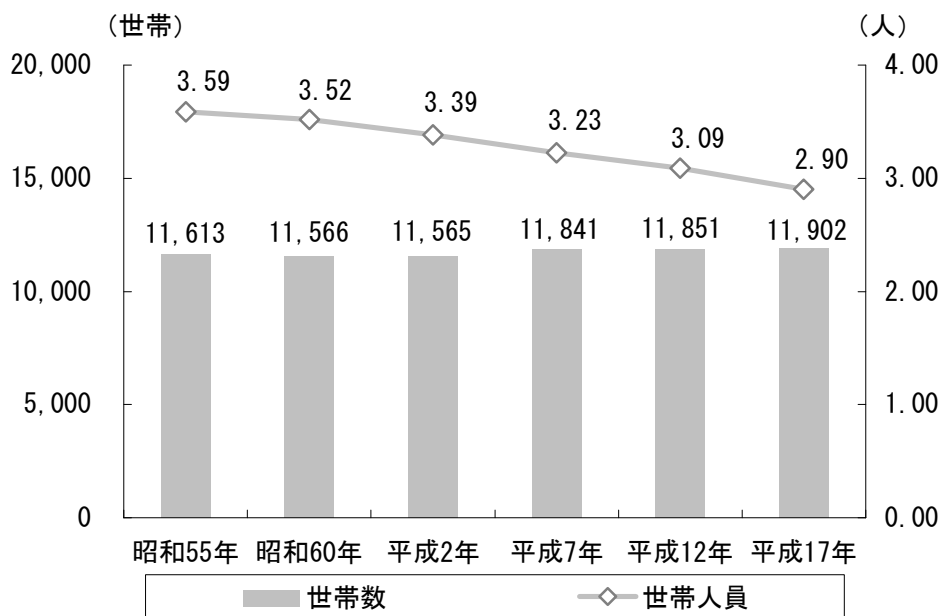


※国勢調査データ\_各年10月1日時点

## (6) 世帯数と世帯人員

世帯数は昭和 55 年から平成 2 年にかけて減少していますが、平成 7 年以降は年々増加しています。

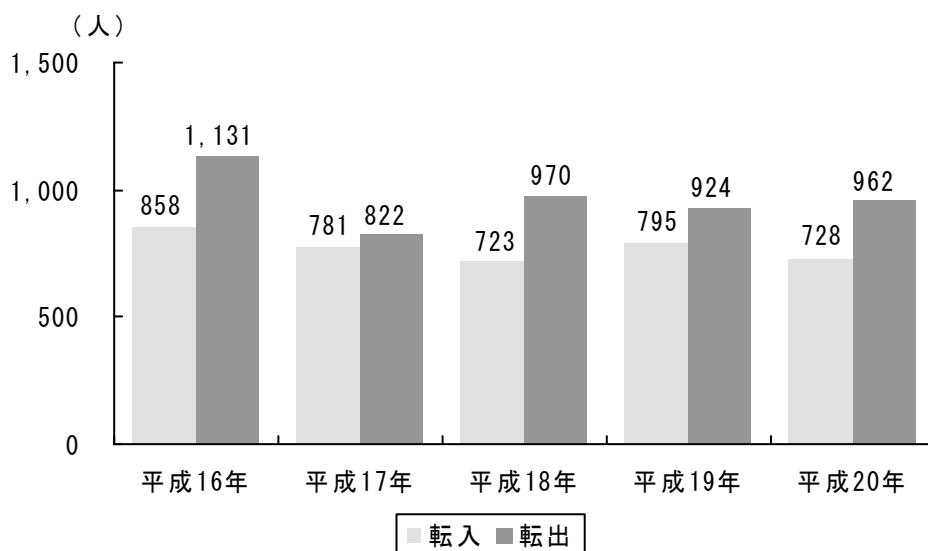
世帯人員は昭和 55 年から平成 17 年にかけて年々減少を続けています。



※国勢調査データ\_各年 10 月 1 日時点

## (7) 転入・転出

転入・転出をみると、平成 16 年から平成 20 年にかけて増減を繰り返しており、毎年転出が転入を上回りながら推移しています。



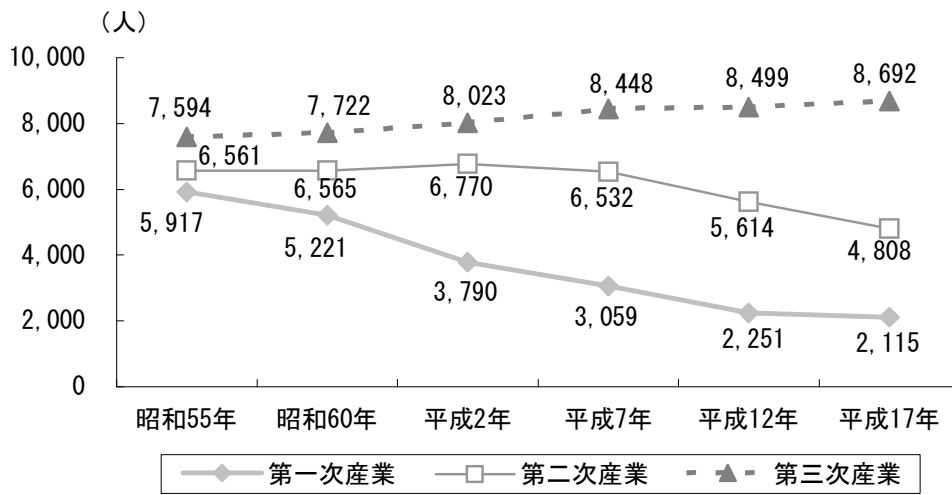
※人口動態統計データ\_各年 1 月～12 月の移動状況

## 2 産業と就業の現状

### (1) 産業別就業者人口

産業別就業者数をみると、第三次産業が最も多くなっており、昭和55年から平成17年にかけて増加傾向となっています。

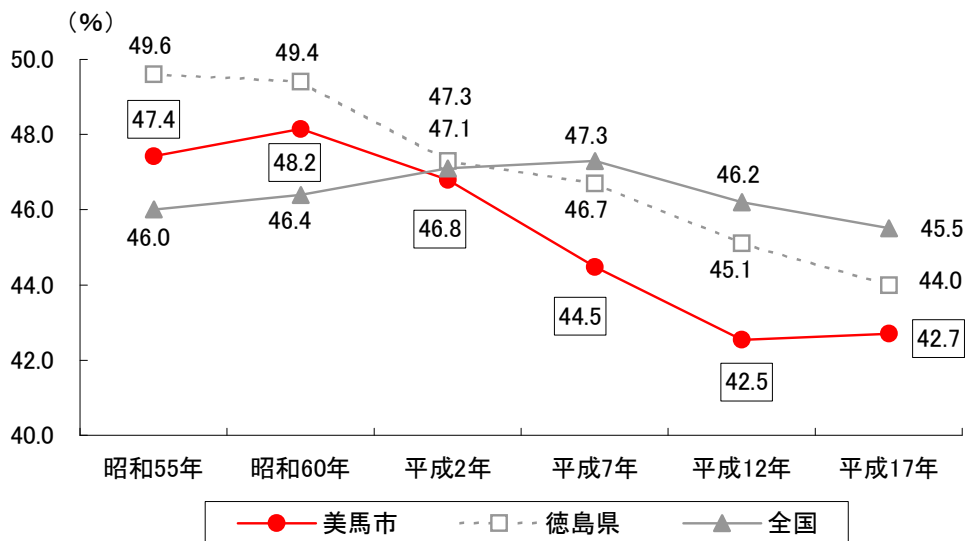
また、第二次産業は平成2年から、第一次産業は昭和55年から減少傾向となっています



※国勢調査データ\_各年10月1日時点

### (2) 女性の就業率

女性の就業率をみると、本市は昭和60年から平成12年にかけて急激に減少しており、平成2年以降は全国・徳島県と比較して最も低くなっています。



※国勢調査データ\_各年10月1日時点

## 3

## 保育所・幼稚園、小学校・中学校の現状

## (1) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園の状況をみると、保育所 6 園、幼稚園 15 園となっており、平成 21 年 5 月 1 日現在における入所児童数は以下の通りとなっています。

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	計
江原保育所		8 人	24 人	19 人	11 人	62 人
脇町保育所	5 人	15 人	35 人	45 人	26 人	126 人
岩倉保育所	0 人	9 人	12 人	22 人	17 人	60 人
美馬第一保育所	1 人	12 人	14 人	14 人	0 人	41 人
美馬第二保育所	1 人	8 人	15 人	13 人	0 人	37 人
穴吹保育所	4 人	10 人	12 人	20 人	15 人	61 人
合 計	11 人	62 人	112 人	133 人	69 人	387 人

	3 歳	4 歳	5 歳	計
江原南幼稚園		32 人	46 人	78 人
江原北幼稚園	5 人	3 人	5 人	13 人
清水幼稚園	1 人	2 人	4 人	7 人
江原東幼稚園	1 人	1 人	1 人	3 人
脇町幼稚園		16 人	55 人	71 人
岩倉幼稚園		10 人	28 人	38 人
郡里幼稚園		23 人	15 人	38 人
喜来幼稚園		13 人	11 人	24 人
芝坂幼稚園		2 人	3 人	5 人
重清東幼稚園		16 人	15 人	31 人
重清西幼稚園		15 人	18 人	33 人
三島幼稚園		13 人	10 人	23 人
穴吹幼稚園		11 人	25 人	36 人
宮内幼稚園		2 人	3 人	5 人
木屋平幼稚園	3 人	1 人	5 人	9 人
合 計	10 人	160 人	244 人	414 人

※江原東幼稚園は、平成 22 年 3 月 31 日休園。

## (2) 小学校・中学校

小学校・中学校の状況をみると、小学校 17 校、中学校 7 校となっており、平成 21 年 5 月 1 日現在における生徒数は以下の通りとなっています。

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
江原南小学校	51 人	50 人	42 人	56 人	44 人	56 人	299 人
江原北小学校	10 人	4 人	14 人	4 人	7 人	9 人	48 人
清水小学校	4 人	1 人	2 人	3 人	1 人	0 人	11 人
江原東小学校	2 人	2 人	3 人	0 人	0 人	4 人	11 人
脇町小学校	48 人	63 人	49 人	55 人	53 人	50 人	318 人
岩倉小学校	33 人	19 人	35 人	21 人	41 人	30 人	179 人
郡里小学校	19 人	20 人	19 人	16 人	17 人	18 人	109 人
喜来小学校	11 人	7 人	16 人	9 人	6 人	15 人	64 人
芝坂小学校	4 人	6 人	8 人	7 人	8 人	12 人	45 人
重清北小学校	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人	3 人
重清東小学校	19 人	18 人	18 人	18 人	12 人	11 人	96 人
重清西小学校	9 人	15 人	15 人	11 人	20 人	11 人	81 人
三島小学校	23 人	11 人	19 人	12 人	22 人	20 人	107 人
穴吹小学校	21 人	32 人	22 人	30 人	21 人	22 人	148 人
初草小学校	0 人	3 人	2 人	0 人	2 人	1 人	8 人
宮内小学校	2 人	3 人	6 人	7 人	3 人	7 人	28 人
木屋平小学校	3 人	1 人	5 人	0 人	6 人	4 人	19 人
合 計	259 人	255 人	275 人	249 人	264 人	272 人	1,574 人

※江原東小学校、重清北小学校、初草小学校は、平成 22 年 3 月 31 日休校。

	1 年	2 年	3 年	計
江原中学校	54 人	59 人	52 人	165 人
脇町中学校	51 人	59 人	58 人	168 人
岩倉中学校	36 人	30 人	38 人	104 人
美馬中学校	70 人	72 人	66 人	208 人
三島中学校	24 人	20 人	16 人	60 人
穴吹中学校	32 人	33 人	36 人	101 人
木屋平中学校	7 人	5 人	4 人	16 人
合 計	274 人	278 人	270 人	822 人

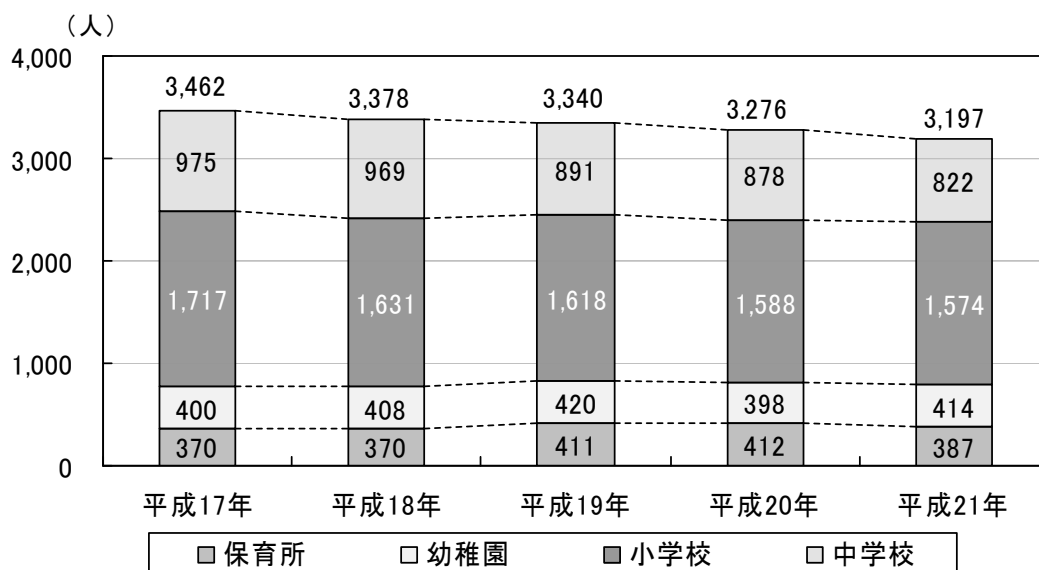
### (3) 園児、児童、生徒数の推移

全体的に在籍数は減少しながら推移しています。

保育所、幼稚園については若干の増減を繰り返していますが、小学校・中学校については年々減少しています。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
保育所	370人	370人	411人	412人	387人
幼稚園	400人	408人	420人	398人	414人
小学校	1,717人	1,631人	1,618人	1,588人	1,574人
中学校	975人	969人	891人	878人	822人
合計	3,462人	3,378人	3,340人	3,276人	3,197人

各年5月1日現在在籍数



## 4

## 課題分析

## (1) アンケート調査結果からの課題

## ① 調査概要

本計画の策定に先立ち、就学前児童・小学校児童の保護者の方々を対象に、生活実態や子育てに関する状況、保育サービスへの要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査期間	平成21年1月5日～平成21年2月13日	
対象者	就学前児童 及び 小学校児童	
調査方法	郵送 及び 配布	
配布数	就学前児童	1,140 通
	小学校児童	772 通
回収数	就学前児童	705 通
	小学校児童	591 通
回収率	就学前児童	61.8%
	小学校児童	76.6%

## ② 主たる調査内容

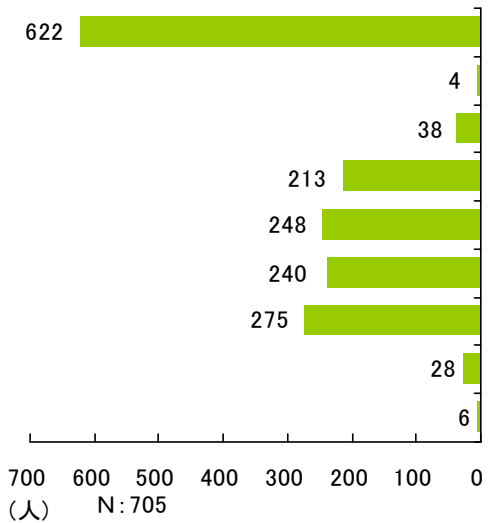
就学前児童	小学校児童
①子どもの属性・家庭環境	①子どもの属性・家庭環境
②現状の保育サービスの利用	②放課後児童クラブ・児童館の利用
③保育サービスの利用意向	③放課後児童クラブ・児童館の利用意向
④土・日・祝日の保育	④子どもが病気の時の対応
⑤子どもが病気の時の対応	⑤子どもの一時預かり
⑥子どもの一時的預かり	⑥子育てや家庭生活
⑦育児休業制度の利用	⑦一番望んでいる子育て支援策
⑧子育てや家庭生活	⑧子育てに関する悩み等
⑨一番望んでいる子育て支援策	⑨子どもの食生活
⑩子育てに関する悩み等	⑩子育て支援サービス
⑪子どもの食生活	
⑫子育て支援サービス	
⑬認定こども園について	

### ③ 調査結果

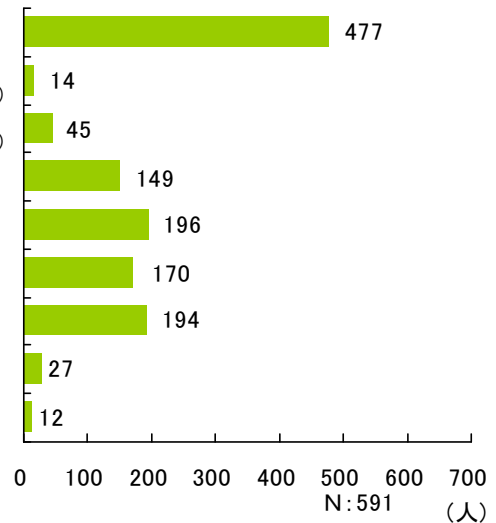
#### ●家族構成●

家族構成をみると、「父母同居」と答えた方が就学前児童・小学校児童ともに最も多くなっています。次いで、就学前児童では「祖母同居」「祖母同居」「祖父同居」「祖父同居」「母同居（ひとり親家庭）」「その他」「父同居（ひとり親家庭）」の順となっています。小学校児童では、「祖母同居」「祖母同居」「祖父同居」「祖父同居」「母同居（ひとり親家庭）」「その他」「父同居（ひとり親家庭）」の順となっています。

【就学前児童】



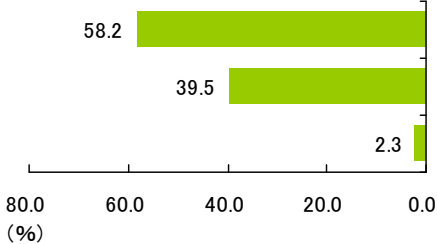
【小学校児童】



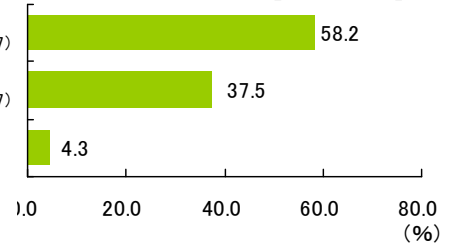
#### ●家族形態●

家族構成から家族形態別にみると、就学前児童・小学校児童ともに「核家族」が最も多く、次いで、「複合家族」「その他」の順となっています。

【就学前児童】



【小学校児童】



【家族形態分類方法】

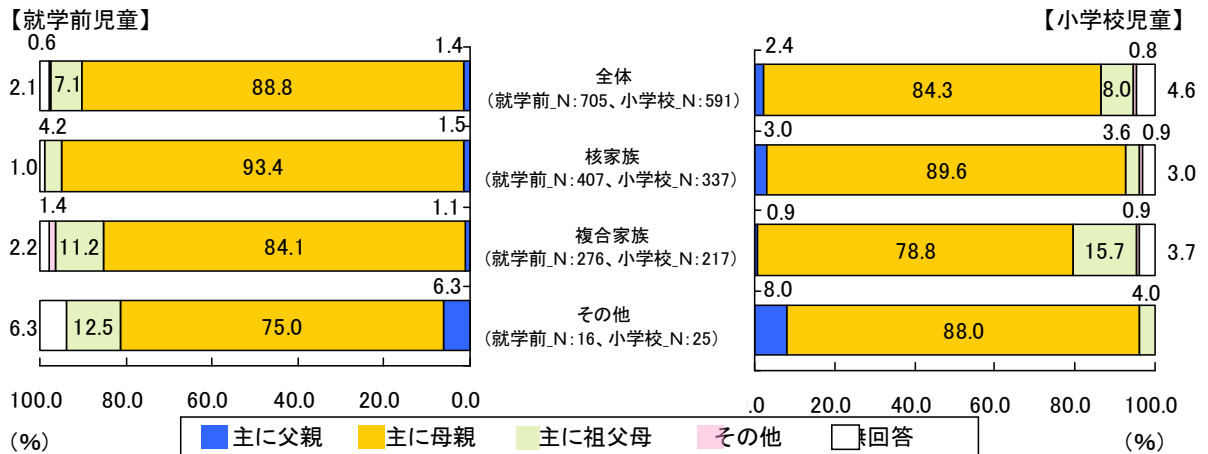
核家族	父母同居又はひとり親家庭に該当し、同居者が他にいない方
複合家族	父母同居又はひとり親家庭に該当し、祖父又は祖母と同居している方
その他	上記に該当しない方

※無回答者は除いています。

## ●お子さんの世話について●

お子さんの身の回りの世話などを主にしている方を全体で見ると、就学前児童・小学校児童ともに「主に母親」と答えた方が8割を超えています。

家族形態別にみると、核家族より複合家族の方が「主に母親」と答えた方は少なくなり、「主に祖父母」と答えた方が多くなっていることがわかります。

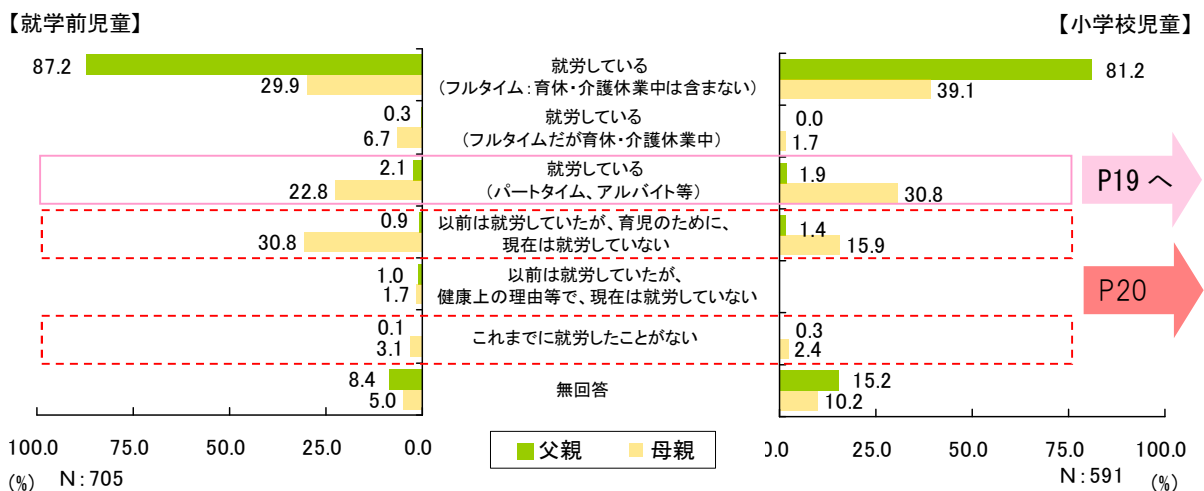


## ●両親の就労状況●

父親の就労状況をみると、就学前児童・小学校児童ともに「就労している（フルタイム）」と答えた方が最も多くなっており8割を超えています。

母親の就労状況をみると、就学前児童では「以前は就労していたが、育児のために、現在は就労していない」と答えた方が最も多く、次いで、「就労している（フルタイム）」「就労している（パートタイム・アルバイト等）」の順となっています。

小学校児童では「就労している（フルタイム）」と答えた方が最も多く、次いで「就労している（パートタイム・アルバイト等）」「以前は就労していたが、育児のために、現在は就労していない」の順となっています。

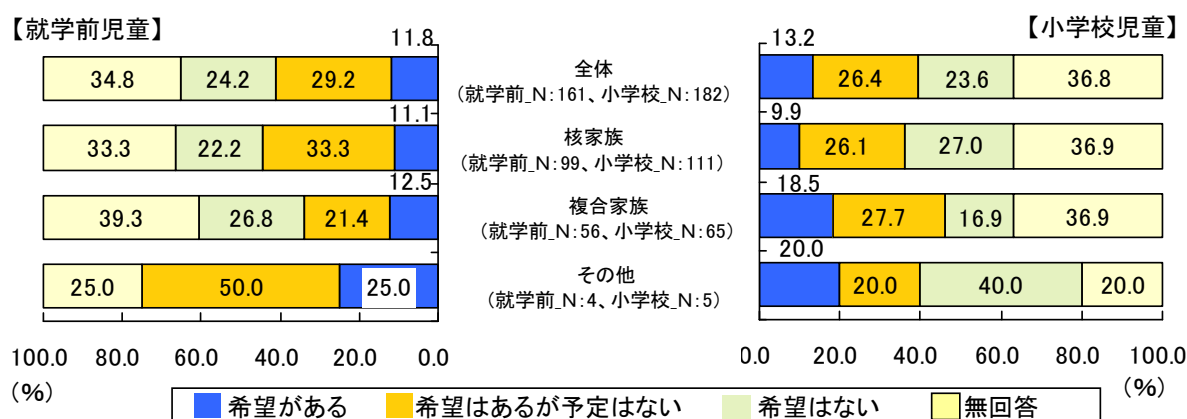


※小学校児童の選択肢には「以前は就労していたが、健康上の理由等で、現在は就労していない」がありません。

●フルタイムへの転換希望●

母親の就労状況で「就労している（パートタイム・アルバイト等）」と答えた方に、フルタイムへの転換希望をたずねると、就学前児童・小学校児童ともに「希望はあるが予定はない」と答えた方が最も多く、次いで、「希望はない」「希望がある」の順となっています。

家族形態別にみると、就学前児童ではフルタイムへの転換について「希望がある」「希望はあるが予定はない」と答えた方は複合家族より核家族の方が多くなっていますが、小学校児童では逆に核家族より複合家族の方が多くなっています。



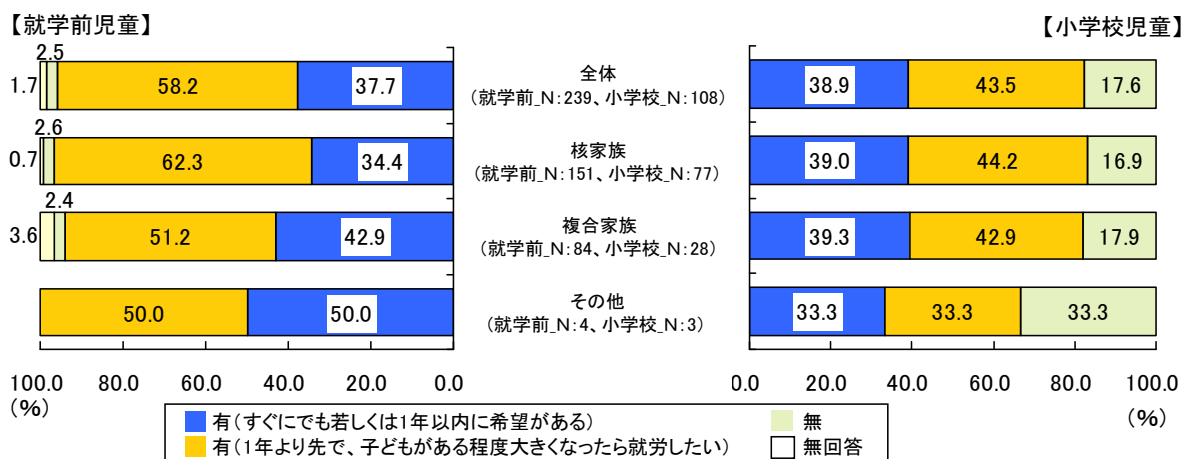
## ●母親の就労希望●

母親の就労状況で「以前は就労していたが、育児のために、現在は就労していない」「これまでに就労したことがない」と答えた方に、就労希望をたずねると、就学前児童・小学校児童ともに「有（1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい）」と答えた方が最も多く、次いで、「有（すぐにでも若しくは1年以内に希望がある）」「無」の順となっています。

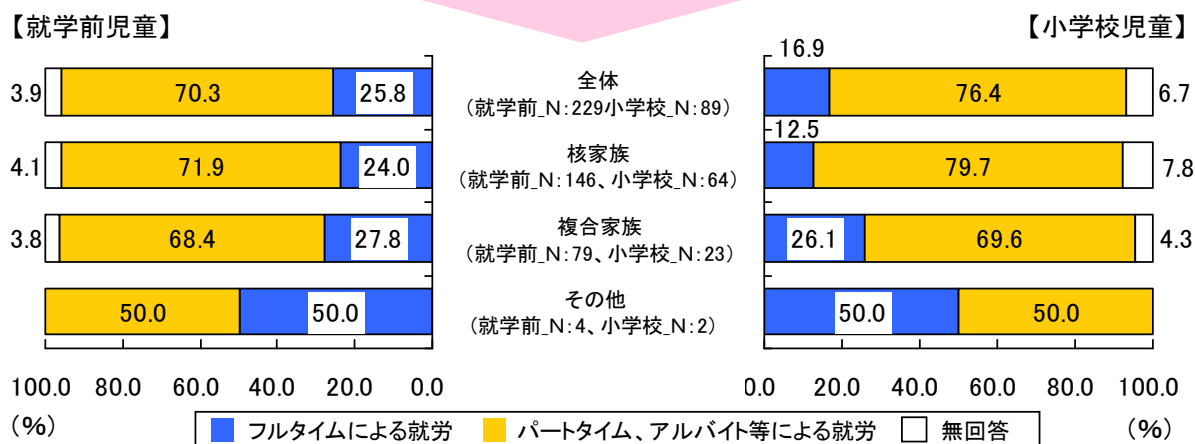
家族形態別にみると、就労希望が「有（すぐにでも若しくは1年以内に希望がある）」と答えた方は就学前児童・小学校児童ともに核家族より複合家族の方が多くなっています。

また、就労希望が「有」と答えた方に、希望の就労形態をたずねると、就学前児童・小学校児童ともに「パートタイム・アルバイト等」と答えた方が7割を超えています。

希望の就労形態を家族形態別にみると、就学前児童・小学校児童ともに「フルタイム」と答えた方は核家族より複合家族の方が多くなっています。



「有」と答えた方の  
希望の就労形態



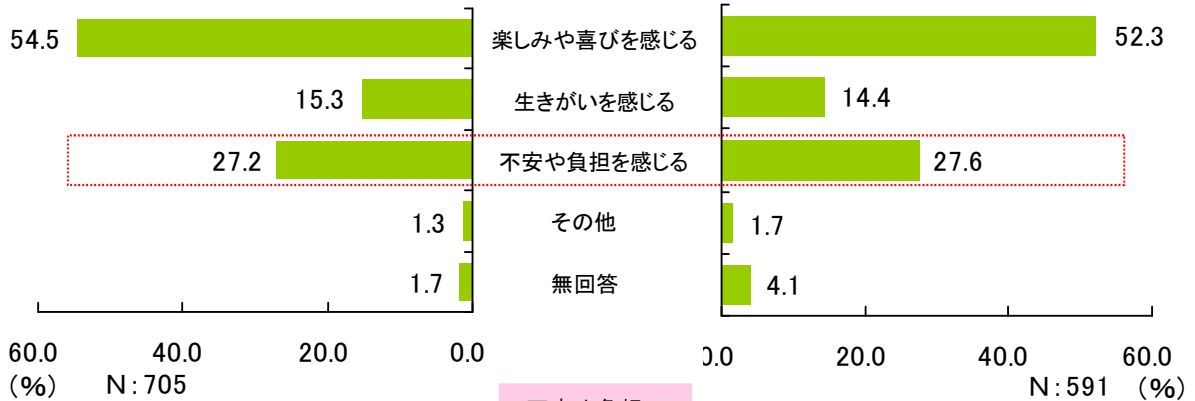
●子育てについての感じ方●

子育てについてどのように感じているかたずねると、就学前児童・小学校児童ともに「楽しみや喜びを感じる」と答えた方が過半数を占めています。次いで、「不安や負担を感じる」「生きがいを感じる」「その他」の順となっています。

また、子育てについて「不安や負担を感じる」と答えた方に、その要因をたずねると、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」と答えた方が最も多くなっています。他にも、「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」「仕事と子育ての両立が難しいから」「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないから」「子どもの教育やいじめなどが心配だから」と答えた方が多くなっています。

【就学前児童】

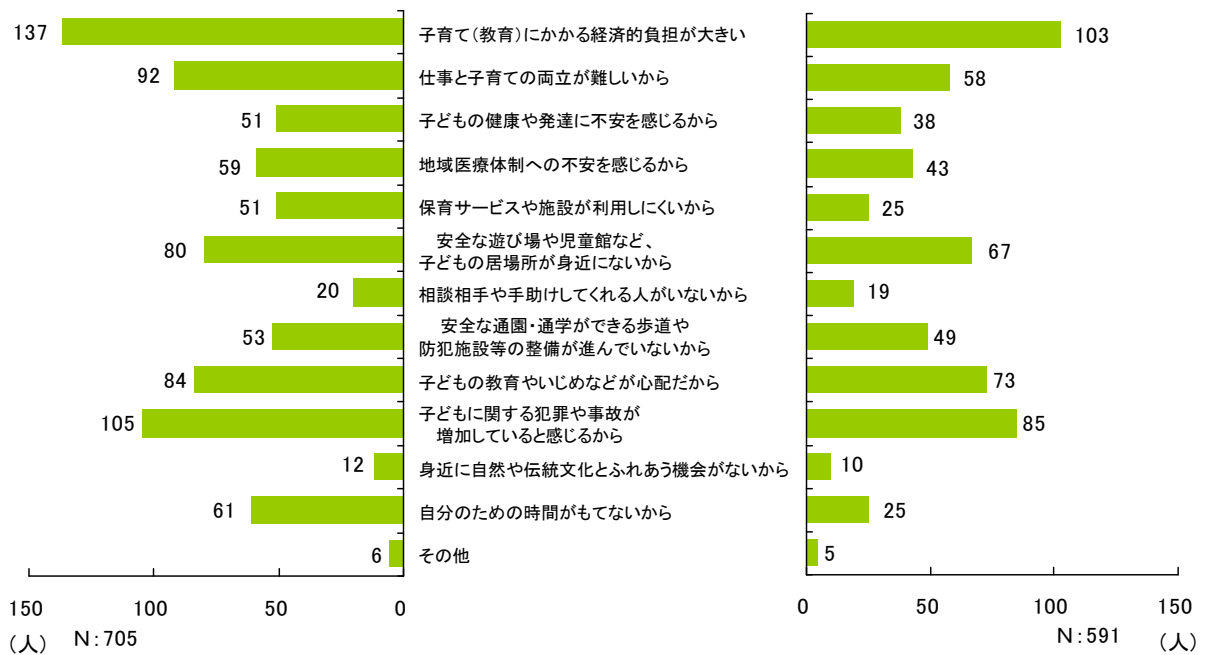
【小学校児童】



不安や負担の  
要因

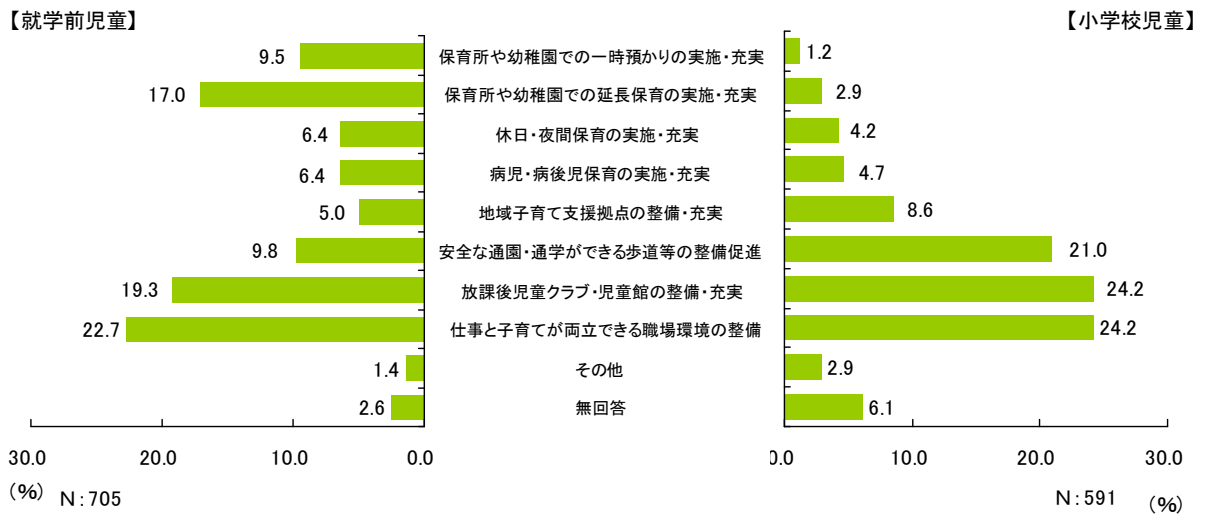
【就学前児童】

【小学校児童】



●一番望んでいる子育て支援策●

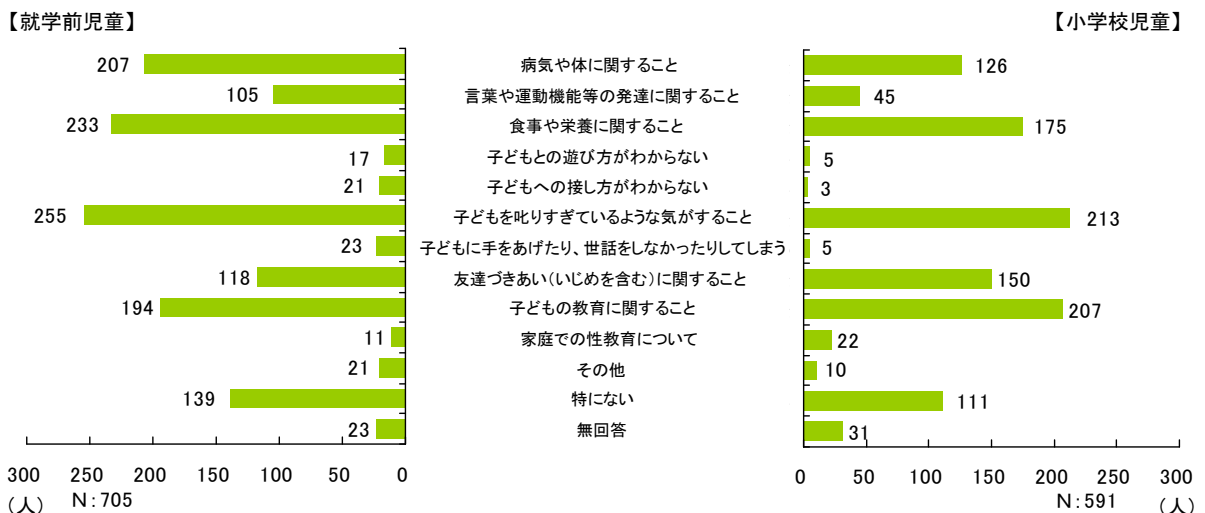
一番望んでいる子育て支援策をたずねると、就学前児童では「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」と答えた方が最も多く、次いで、「放課後児童クラブ・児童館の整備・充実」「保育所や幼稚園での延長保育の実施・充実」の順となっています。また、小学校児童では就学前児童同様に「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」と答えた方が最も多くなっていますが、同割合で「放課後児童クラブ・児童館の整備・充実」と答えた方も最も多くなっています。次いで、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備・充実」の順となっています。



●お子さんに関して日常悩んでいることや気になること●

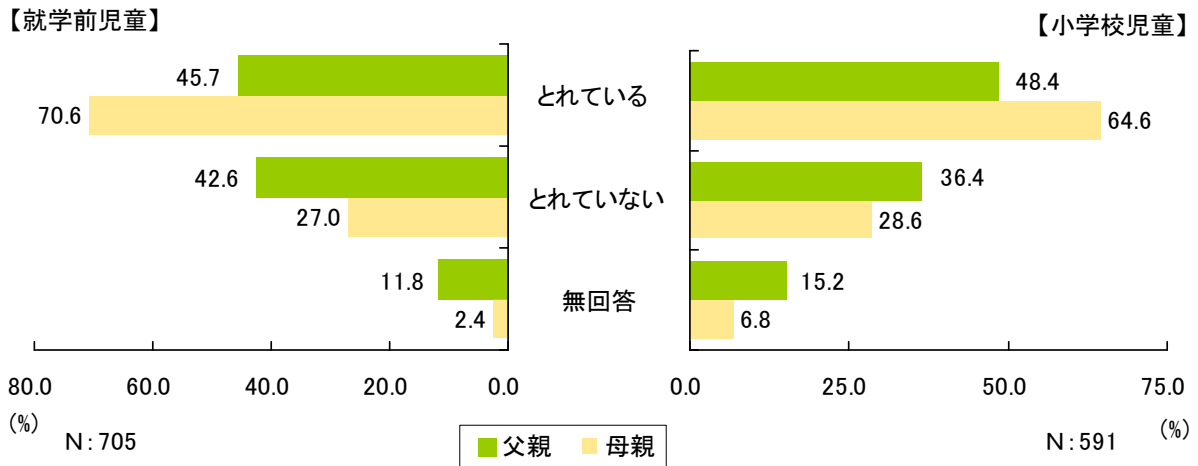
お子さんに関して日常悩んでいることや気になることについてたずねると、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えた方が最も多くなっています。次いで、「食事や栄養に関すること」「病気や体に関すること」の順となっています。

また、小学校児童では就学前児童同様に「子どもを叱りすぎているような気がする」と答えた方が最も多くなっています。次いで、「子どもの教育に関すること」「食事や栄養に関すること」の順となっています。



## ●仕事と子育ての調和●

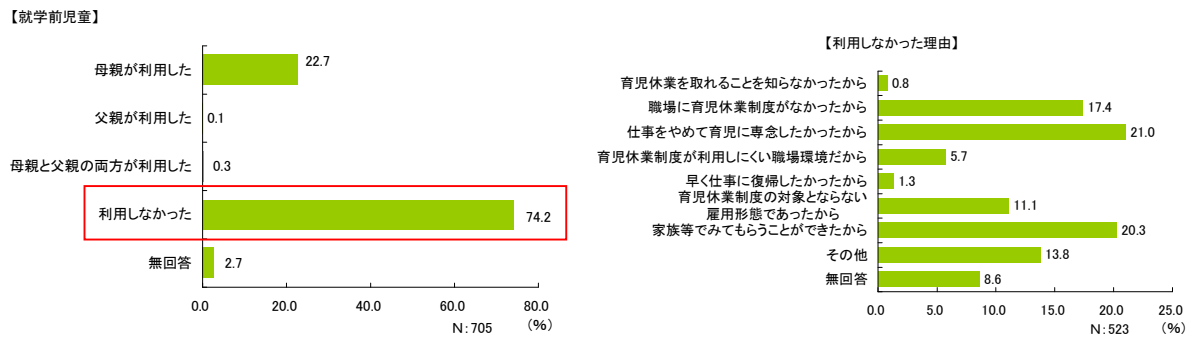
子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自己実現のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和がはかられている）と思うかたずねると、就学前児童・小学校児童ともに母親は「とれている」と答えた方が最も多くなっており6割を超えています。また、父親は「とれている」「とれていない」と答えた方にあまり差がなかったことから、父親より母親の方が仕事と生活の調和がはかれていると感じている方が多いことがわかります。



## ●育児休業について●

母親又は父親が育児休業制度を利用したかたずねると、「利用しなかった」と答えた方が7割を超えています。次いで、「母親が利用した」「母親と父親の両方が利用した」「父親が利用した」の順となっており、育児休業を利用した方は全体2割程度となっています。

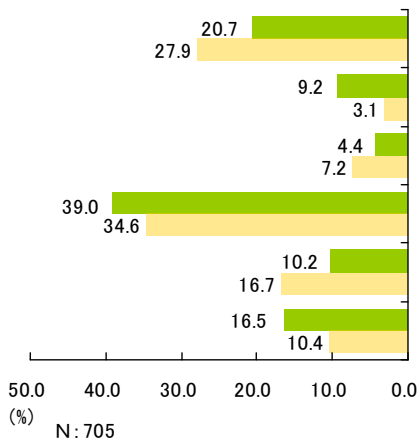
また、育児休業を「利用しなかった」と答えた方にその理由をたずねると、「仕事をやめて育児に専念したかったから」と答えた方が最も多くなっています。次いで、「家族等でみてもらうことができたから」「職場に育児休業制度がなかったから」の順となっています。



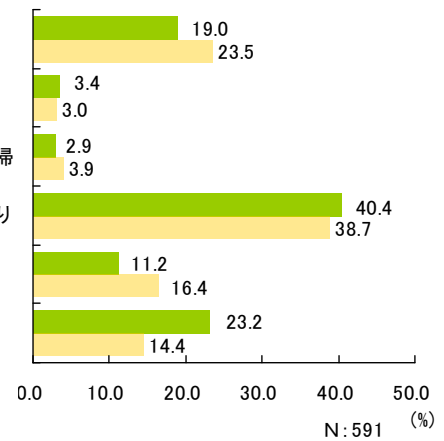
## ●仕事と子育ての両立のために職場に必要なこと●

仕事と子育ての両立をはかるために職場において最も必要と思われることをたずねると、父親・母親ともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」と答えた方が最も多くなっています。次いで、「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」の順となっており、職場における休暇取得については課題が多いことがわかります。

【就学前児童】



【小学校児童】



## ◆ ま と め ◆

### 【家族構成】

複合家族より核家族が多く、祖父・祖母が比較的近くに住んでいる近居も多くなっていることがわかります。

### 【就労状況】

父親はフルタイムが多く、母親はフルタイムとパート・アルバイトがほぼ同じ割合となっており、就労していると答えている方は全体の約6~7割程度となっていることから、母親の就業率が高くなっていることがわかります。

### 【子育てについて】

楽しみや喜びを感じている人は全体の過半数を占めていますが、経済的負担、子どもの事故や犯罪、仕事と子育ての両立などに不安を感じている人が約3割程度いることから、仕事と子育てを両立するために職場環境や保育サービスの充実が求められていることがわかります。

## (2) 就学前教育・保育行政の推進

近年の急激な少子化の進行に伴い、今後、益々の幼稚園・保育所の小規模化による教育・保育効果の低下が懸念されており、併せて、各施設の老朽化に対する対応も課題となってきています。

このため、平成 21 年度に市長の諮問会議である「美馬市就学前教育・保育推進検討会議」を設置し、今後の教育・保育環境のあり方について検討をいただき、平成 21 年 12 月に答申をいただきました。

答申では、本市の実態を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るため、幼保の一体的な運営による「認定こども園」を主とした就学前再編整備計画が示されました。

今後は、子どもたちへの対応だけではなく地域密着型の運営に課題を置き、地域で支える子育て・子育ての推進に努めることが重要であり、当該施設が「地域の子育て拠点」としての役割を果たしていけるような整備が重要であると考えています。

本市の財政事情は、引き続き厳しいことが予想されます。既存の公共施設の活用も視野に入れ地域性など実情に応じた判断により、答申書に基づき積極的に整備を図っていきます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的視点

本計画の策定にあたって、次世代育成支援行動計画策定指針に規定されている以下の9つの視点を十分に踏まえながら計画を策定しました。

#### 子どもの視点

子育ては、父母その他の保護者が行うべきであるという認識のもとに、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるような取り組みを進めます。

#### 次代の親づくりという視点

子どもは、次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

#### サービス利用者の視点

子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

#### 社会全体による支援の視点

子育ては、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して行うことが必要とされていることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

#### 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和実現のため、地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた働き方の見直しを進める取り組みを進めます。

#### すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て、仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めます。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえた取り組みを進めます。

#### 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域において子育てに関する活動を行う各種団体・事業所等が協力しながら、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。また保育所・学校施設等の各種公共施設の活用を進めます。

#### サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービスの評価等の取り組みを進めます。

#### 地域特性の視点

各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めます。

## 2 基本理念と将来像

子どもたちは美馬市の宝ものです。この子どもたちが将来の美馬市、日本を担い、世界へと羽ばたく人間として育てていくことは、私たち大人の使命です。

本計画はおおむね 18 歳未満の子どもを対象とし、子どもが健やかで元気に成長できるよう、家庭や地域、学校など様々な環境のなかで、子どもたちの権利が尊重される子育て支援社会の実現をめざすための計画です。

そして、次世代育成支援対策推進法第3条の基本理念や前期計画において定めた基本理念を継承し、子育てについて最も重要な責任は保護者がもつことを基本としながら、保護者の子育てに対する不安や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感などを軽減し、子育てに夢や希望がもてるように、地域、行政、企業などの社会全体で子育て家庭の支援に取り組む必要があります。

こうした考え方に基づき、この計画の基本理念・将来像を次の通り定めます。

### 次世代育成支援対策推進法

#### 第3条 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### <基本理念>

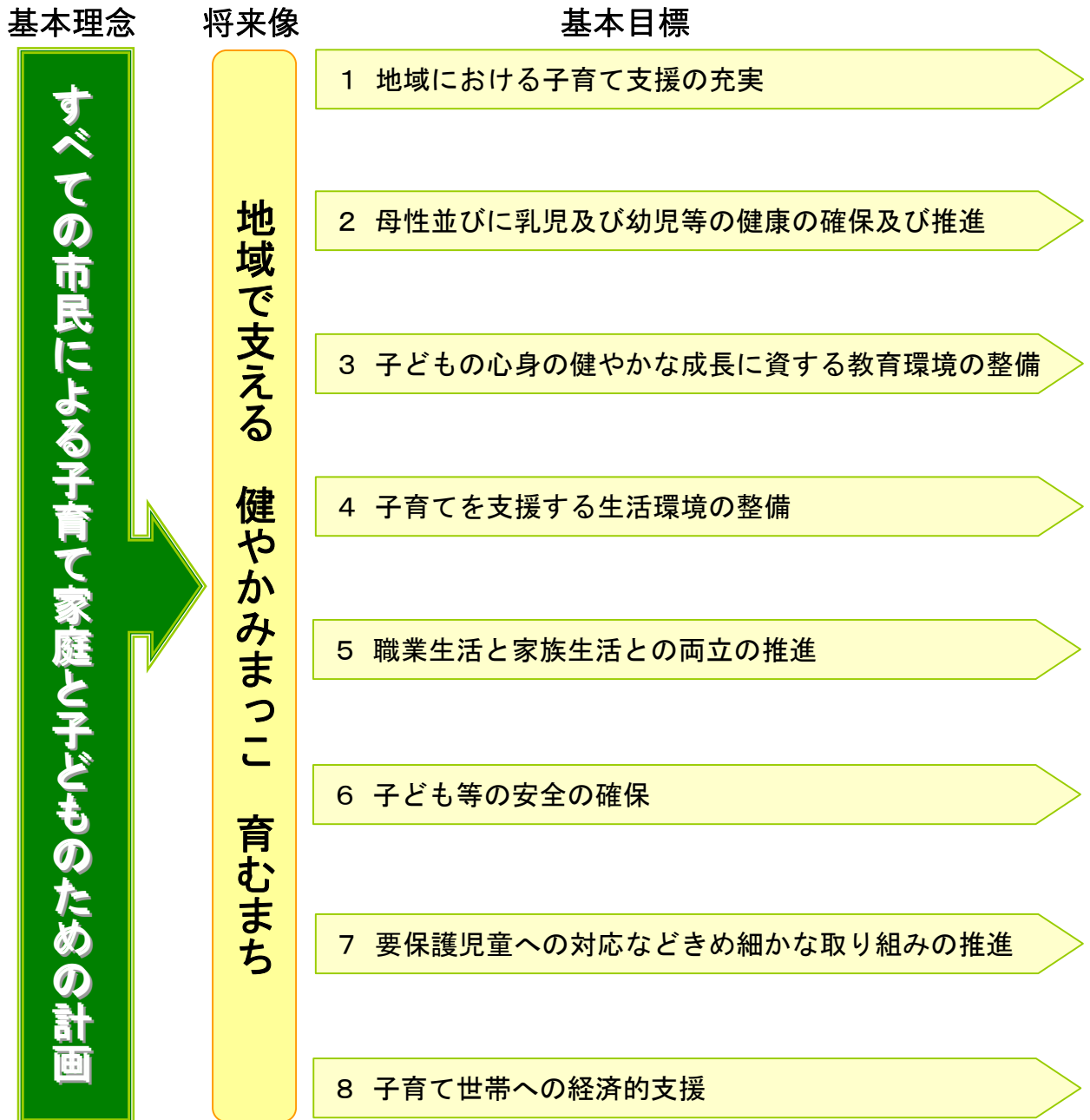
**すべての市民による子育て家庭と子どものための計画**

### <将来像>

**地域で支える 健やかみまっこ 育おまち**

### 3 施策体系図

すべての子育て家庭と子どものために、『地域で支える 健やかみまっこ 育むまち』をめざして、以下の8つの基本目標を掲げ、計画的に事業を進めていきます。



## 第4章 基本施策と重点事業

《基本目標》	《基本施策》	《重点事業》
地域における子育て支援の充実	地域における子育て支援サービスの充実	子育て相談 病児・病後児保育事業 ショートステイ事業 トワイライトステイ事業 ファミリー・サポート・センター事業 子育てマイスター活動
	保育サービスの充実	通常保育事業 乳児保育事業 延長保育事業 休日保育事業 一時預かり事業 特定保育事業 幼稚園預かり保育事業 認定こども園
	子育て支援ネットワークづくり	子育てガイドブック作成・配布 サークル活動の推進 交流の場づくり 広報紙・ホームページによる情報提供
	児童の健全育成	児童館 放課後児童クラブ 異年齢交流 放課後子ども教室
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進	子どもや母親の健康の確保	妊婦健康診査 乳幼児健康診査 家庭訪問（妊産婦・新生児・乳幼児） 離乳食相談 育児講演会 予防接種 母子健康手帳交付 パパママ教室（両親教室）
	食育の推進	食育活動の推進
	思春期保健対策の充実	飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育推進
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	小児医療の充実	小児救急医療体制
	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備	道徳教育 総合的な学習 文化学習 宿泊学習 課外活動 みまこ健全育成表彰 人権交流学習 環境学習
	次代の親の育成	男女共同参画社会の実現 思春期ふれあい体験学習

子どもの心身の 健やかな 成長に資する 教育環境の 整備	家庭や地域の教育力の向上	総合型地域スポーツクラブ活動 スポーツ少年団活動 学校施設・設備の開放 家庭教育手帳の配布
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	犯罪被害防止対策のための各種広報活動
子育てを 支援する 生活環境の整備	安全・安心のまちづくりの推進	防犯灯整備 交通安全器具等の設置及び修繕 バリアフリー化の促進
	良好な居住環境の確保	公営住宅 公園遊具の点検・整備
職業生活と 家庭生活との 両立の推進	仕事と子育ての両立のための 基盤整備	広報・啓発
子ども等の 安全の確保	子どもの交通安全を確保するための 活動の推進	交通ルールやマナーの徹底 チャイルドシート使用の徹底
	子どもを犯罪等の被害から 守るための活動の推進	子ども110番の家・子どもSOSの家 子ども緊急通報装置整備 地域見守り活動
	被害に遭った子どもの保護の推進	教育相談 スクールカウンセラー
要保護児童への 対応など きめ細かな 取り組みの推進	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会
	ひとり親家庭等の 自立支援の推進	児童扶養手当支給 母子家庭等医療費助成事業 母子福祉貸付資金 自立支援給付 ひとり親家庭に対する相談体制
	障害児施策の充実	育児相談 就学指導、教育相談 障害児保育 特別児童扶養手当支給 障害児福祉手当支給
子育て世帯への 経済的支援	経済的支援の充実	保育料の負担軽減 子ども手当支給 みまこ医療費助成事業 就学援助

## 1 地域における子育て支援の充実

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域において、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子育てができるきめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。

#### ●子育て相談

・保健関係 <継続>

【健康課】

妊娠中から出産、育児に関する相談を、健診事業・子育て相談・電話・面談などあらゆる機会を通して、保健師や管理栄養士が個別及び集団での育児相談を実施します。必要に応じて関係機関と連携し、より専門的なサポート体制の整備に努めます。

・教育関係 <継続>

【教育総務課】

就園・就学相談や子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携して情報の提供を行い、1人ひとりに合わせた子育て支援を推進します。

・子育て支援センター <継続・拡充>

【子どもすこやか課】

地域全体で子育てを支援する基盤整備を図るため、子育て支援センターで電話相談や面談を実施します。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

現状：2か所（脇町保育所、美馬第二保育所） → 目標：6か所

・福祉事務所等 <継続>

【子どもすこやか課】

家庭児童相談員及び民生委員児童委員、主任児童委員が相談相手となり、家庭における適正な児童養育に関する相談指導を行い、家庭児童福祉の向上を図ります。



●病児・病後児保育事業 <継続>

【子どもすこやか課】

保育所・幼稚園に通所している児童等が病気の「回復期」にあり、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない期間、一時預かりを実施します。委託施設と連携を図るとともに、制度の周知に努めます。

現状：1か所（病児保育所みーま（としま小児科内））

●ショートステイ事業 <継続>

【子どもすこやか課】

保護者が社会的事由により家庭において養育できない場合に一定の期間、養育・保護を実施します。委託施設と連携を図るとともに、制度の周知に努めます。

現状：2か所（加茂愛育園、徳島赤十字乳児院）

●トワイライトステイ事業 <継続>

【子どもすこやか課】

保護者が仕事等で恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合に一定の期間、養育・保護を実施します。委託施設と連携を図るとともに、制度の周知に努めます。

現状：1か所（加茂愛育園）

●ファミリー・サポート・センター事業 <継続>

【子どもすこやか課】

就労や家事の都合で子どもの送迎や一時預かりなどの育児援助を希望する人（依頼会員）と、育児を支援する人（提供会員）が登録、依頼会員の要望に応じて提供会員の紹介を行うとともに、会員の拡大と制度の周知に努めます。

●子育てマイスター活動 <継続>

【子どもすこやか課】

地域で子どもや子育て中の家庭を見守り、身近な相談活動を行うマイスターを養成し、活動の場の提供から自主活動につなげていく体制を推進します。

現状：58人 → 目標：100人

## (2) 保育サービスの充実

利用者の生活実態及び意向を十分踏まえ、仕事と子育ての両立のため保育サービスを拡充するとともに、地域の実情に併せて多様な保育需要に対応する取り組みを推進します。また、保育所保育指針に基づき、保育所における質の向上を図るための取り組みを推進します。

### ●通常保育事業 <継続>

【子どもすこやか課】

児童福祉法に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける児童の保育を保育所において行います。保育ニーズに基づき適切な保育の実施に努めます。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

現状：6 か所（江原保育所、脇町保育所、岩倉保育所、美馬第一保育所、美馬第二保育所、穴吹保育所）

### ●乳児保育事業 <継続・拡充>

【子どもすこやか課】

保護者の就労で保育を必要とする乳児に乳児保育を行い、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

今後、利用者ニーズと保育所の施設状況等について調整を図りながら充実拡大に努めます。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

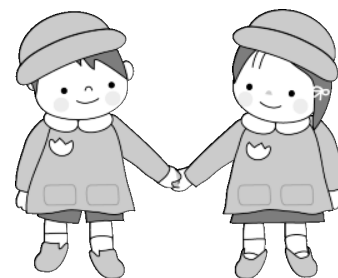
現状：5 か所（10 か月児対象：脇町保育所、11 か月児対象：美馬第一保育所・美馬第二保育所・岩倉保育所・穴吹保育所） → 目標：6 か所

### ●延長保育事業 <実施>

【子どもすこやか課】

共働き世帯の増加や核家族化の進展による保護者の就労形態の多様化、長時間化に伴い、11 時間開所の実施を推進します。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

現状：0 か所 → 目標：6 か所



## ●休日保育事業 <検討>

【子どもすこやか課】

保護者の勤務等の都合により日曜・祝日等に家庭での保育が困難な場合に、就学前児童を対象に保育所で休日保育を行うものですが、未実施となっているため、ニーズの動向を見ながら検討を行います。

## ●一時預かり事業 <継続>

【子どもすこやか課】

保護者の疾病・入院・災害・事故、育児等に伴う心理的・身体的負担の解消等により緊急又は一時的に保育が必要となる児童を保育します。

今後、利用者ニーズと保育所の施設状況等の調整を図りながら充実・拡大を検討します。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

現状：2 か所（美馬第一保育所、穴吹保育所）

## ●特定保育事業 <検討>

【子どもすこやか課】

児童の保護者がパートタイム等（1日当たり概ね3～8時間未満の勤務）の理由により、1か月当たり64時間以上、児童を保育することができないと認められ、かつ、同居している親族等いずれもが保育することができない場合に保育を行うものですが、未実施となっているため、ニーズの動向により一時保育との調整を図りながら検討を行います。

## ●幼稚園預かり保育事業 <継続>

【教育総務課】

通常の教育時間以降や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、園児のうち希望者を対象に教育活動を行います。

現在、美馬市全園児を対象に、幼稚園でセンター方式により実施しています。地域の実態や保護者のニーズに応じた預かり保育の充実を図ります。また、就学前教育・保育のあり方の検討により、新しい形態での実施に向けて検討を行います。

現状：5 か所（江原南幼稚園・脇町幼稚園・重清東幼稚園・穴吹幼稚園・木屋平幼稚園）

## ●認定こども園 <新規>

【子どもすこやか課】

就学前教育・保育の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所相互の連携とそれぞれの機能の拡充を図るため、認定こども園の設置を推進します。

現状：0 か所 → 目標：6 か所

### (3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進や各種支援サービスが使用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。

#### ●子育てガイドブック作成・配布 <継続>

【子どもすこやか課・健康課】

子育てサークル等と協働しながら、安心して楽しい子育てができるような子育てガイドブックを適宜見直し・情報更新を行い、就学前の子どもを持つすべての家庭に配布します。  
平成 22 年度新規作成・配布

#### ●サークル活動の推進 <継続>

【子どもすこやか課】

各地域の子育てサークルと情報交換し、子育て家庭のサークル活動へ参加の促進を図るとともに、子育てサークルの活動に対する支援と新しいサークル設立を検討します。

#### ●交流の場づくり <継続>

【子どもすこやか課・健康課】

保健師や管理栄養士等による、子育て広場、キッズルーム、育児教室等で子育て相談を実施し、子育て家庭の交流や子育てサークルづくりを進めます。地域での子育てを支援するため、様々な交流を推進するとともに、子育て相談の実施時や、健診・家庭訪問時に交流の場の情報提供を行います。

#### ●広報紙・ホームページによる情報提供 <継続>

【健康課】

広報紙「広報みま」・ホームページにおいて、健診日程などの各種イベント開催予定等の情報を随時掲載・更新を行います。



## (4) 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通しての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ学習や地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進に努めます。

### ●児童館 <継続>

【子どもすこやか課】

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童館を設置し、子育て相談など子育て家庭の支援活動を行います。

現状：2 か所（美馬第一児童館、美馬第二児童館）

### ●放課後児童クラブ <継続>

【子どもすこやか課】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に、児童クラブにおいて放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、放課後児童の健全育成を推進します。

現状：3 か所（脇町児童クラブ、脇町第二児童クラブ、なかよし児童クラブ）

### ●異年齢交流 <継続>

【子どもすこやか課・教育総務課】

幼児が異年齢の子どもや地域の人との交流と様々な体験を通して豊かな心を育み、人と関わる力の育成を図ります。

### ●放課後子ども教室 <継続>

【生涯学習課】

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後の適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成の支援を行います。

現状：21 か所（小学校 17 か所、スポーツクラブ 4 か所）



## (1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

## ●妊婦健康診査 &lt;継続&gt;

【健康課】

妊婦一般健康診査受診票を14枚交付し、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。必要に応じて医療機関と連携を取りながら、個別相談の実施を推進します。

## ●乳幼児健康診査 &lt;継続&gt;

【健康課】

## 健康診査及び先天性股関節脱臼検診

乳児(1・4・6・10か月)・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児において健康診査及び先天性股関節脱臼検診を実施し、受診率の向上を図ります。

市内保育所等との連携を図り、未受診者へのきめ細やかなフォローを行い、健診時には、小児期からの生活習慣の改善や、保護者に対してもメンズ・レディース健診の受診勧奨を図ります。

## フッ素塗布

むし歯罹患率の増加防止及び減少につなげるために、歯科衛生士による指導を行うとともに、フッ素塗布券を1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診時に交付し、利用の促進に努め、定期的なフッ素塗布を推進します。



●家庭訪問（妊産婦・新生児・乳幼児） <継続>

【健康課】

妊産婦や乳幼児の養育について支援が必要な家庭が増加傾向にあります。それぞれのケースに応じた支援を行うため、家庭訪問の充実に努めます。

●離乳食相談 <継続>

【健康課】

4か月児・10か月児の乳児健診や子育て相談等の開催時に、管理栄養士が各々に応じた離乳食支援を行うと同時に、簡単な調理を中心に離乳食の基本について学べる機会の充実に努めます。

●育児講演会 <継続>

【子どもすこやか課・健康課】

保育所・幼稚園・小学校などの子育て中の保護者を対象に、子どもたちが健全な生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図り、育児講演会の開催を実施します。

●予防接種 <継続>

【健康課】

集団接種(BCG・ポリオ)、個別接種(三種混合・麻疹・風疹・麻しん風しん混合・日本脳炎・二種混合)を広域医療機関の協力により実施し、接種率の向上を図りながら、未接種者へのフォローを行います。また、入園、入学時に教育機関と連携し、未接種者への接種勧奨に努めます。

●母子健康手帳交付 <継続>

【健康課】

医師から妊娠と診断され、妊娠の届出をした方に、母子健康手帳を交付することにより、妊娠・出産・育児の経過等子どもの健全な発達に結びつくような活用に努めます。

●パパママ教室（両親教室） <継続>

【健康課】

妊婦とその夫、また妊婦のみの参加を対象として、沐浴実習・歯の講話・お産の準備・分娩の補助動作・妊娠シミュレーターによる夫の妊婦体験等を実施することにより、両親で出産・育児に取り組む教室とし、参加者同士の交流の場としての充実に努めます。

## (2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全な育成に努めます。

### ●食育活動の推進 <継続>

【健康課・教育総務課】

食生活は子どもの心身の健康に影響を及ぼすことから、家庭や地域との連携、関係機関の支援・協力体制の整備に努めるとともに、望ましい食習慣の形成のために食育教室や調理実習も含めた食育講座を行います。

## (3) 思春期保健対策の充実

生涯にわたる健康な生活基盤を形成できるよう、思春期における正しい保健意識の普及に努めます。

### ●飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育推進 <継続>

【生涯学習課】

思春期の保健対策の充実が求められていることから、関係機関と連携し、あらゆる機会を通して啓発に努めます。

## (4) 小児医療の充実

医療体制は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。

### ●小児救急医療体制 <維持>

【健康課】

つるぎ町立半田病院、徳島県立三好病院の協力を得ながら、現在の輪番制等の体制を維持します。



### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長できるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。

##### ●道徳教育 <継続>

【教育総務課】

学校や地域の特色を生かした体験的な学習及び地域活動を通して、道徳性・社会性の涵養に努めます。

##### ●総合的な学習 <継続>

【教育総務課】

総合的な学習の時間を活用し、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するため、自然体験や社会体験等の体験的な学習の充実に努めます。

##### ●文化学習 <継続>

【教育総務課】

地域の人材発掘と協力要請を勧め、本市の優れた文化や歴史にふれる事業を実施することで、豊かな心や郷土愛精神を育み、文化団体等が実施する各種文化事業への参加を促進することにより文化活動の活性化を図ります。

##### ●宿泊学習 <継続>

【教育総務課】

市内小学生を対象に野外宿泊体験学習を実施し、集団活動を通して協力することの大切さを知るとともに集団のルールなどの社会性を養い、ともに生きる心、ともに助け合う心の育成に努めます。

##### ●課外活動 <継続>

【教育総務課】

生徒の豊かな人間形成に資するものとなるよう、文化・体育等の課外活動の費用等を補助し、広く他校との交流を深めるとともに、積極的な課外活動を推進します。

●みまっこ健全育成表彰 <継続>

【教育総務課】

青少年の健全育成を図るため、教育、文化、体育等の分野において他の模範となる活躍をした個人又は団体に対して、各学校から推薦を受け表彰します。

●人権交流学习 <継続>

【生涯学習課】

市内中学生を対象とし、人権問題を深く理解し、解決を図るための人権交流学习を実施します。

●環境学習 <継続>

【生涯学習課】

自然に対する豊かな感性を育むため、身近な環境や保全への関心を高め、環境と人との関わり方について考えることを通して、環境を大切にす心の育成に努めます。

(2) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発の推進のため、関係機関と連携して効果的な取り組みを推進します。

●男女共同参画社会の実現 <継続>

【総務課】

女性と男性がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、市民・事業所・市民団体・行政等が一体となって、平成21年度に策定した「美馬市男女共同参画基本計画」に基づき、体系的な施策展開を図ります。

●思春期ふれあい体験学習 <継続>

【健康課】

学校・保護者・健康課が協力し、事前学習として中学校2年生を対象に赤ちゃんの発育・発達についての講話と、赤ちゃん人形を使っての抱き方・オムツ交換の実技や妊婦疑似体験を実施します。また、乳児健診を利用して乳児とその母親とのふれあいを通して、生命の尊さや性に関する知識の普及に努めます。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

地域全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力をしながら、社会全体の教育力の向上を推進します。

#### ●総合型地域スポーツクラブ活動 <継続>

【体育振興課】

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会実現に向け、地域特性を生かした活動の展開を推進します。

現状：5 団体（うだつコミュニティスポーツクラブ、スポーツクラブ美馬、あなぶきスポーツクラブ、木屋平スポーツクラブ、AMEMB O）

#### ●スポーツ少年団活動 <継続>

【体育振興課】

各種スポーツ活動を通して、子どもたちの健全な心身の育成を図ります。

#### ●学校施設・設備の開放 <継続>

【体育振興課】

地域住民への学校施設の開放を推進し、市民スポーツの振興を図ります。

#### ●家庭教育手帳の配布 <継続>

【生涯学習課】

幼児・児童・生徒の保護者に家庭教育手帳を配布し、男女が協力して家庭を築いていくことの大切さや子どもを生み育てるという意識の醸成を図るとともに家庭の教育力の向上を図ります。

### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

近年の急速な社会環境の変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきていることから、子どもを犯罪等から守るため、有害環境対策を推進します。

#### ●犯罪被害防止対策のための各種広報活動 <継続>

【生涯学習課】

子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、広報・啓発に努めます。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 安全・安心のまちづくりの推進

犯罪から子どもを守るため、防犯灯整備等の充実を図るとともに、交通安全器具等の設置や修繕、バリアフリー化を促進することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。

#### ●防犯灯整備 <継続>

【建設課】

夜間や危険箇所の事故や犯罪の防止のため、地域と連携し、防犯灯の整備など安全や安心が保てる環境基盤整備を図ります。

#### ●交通安全器具等の設置及び修繕 <継続>

【建設課】

交通安全器具の設置、既存の器具の点検を行い、より環境に配慮した設備等の整備を行い、安全かつ安心な地域づくりに努めます。

#### ●バリアフリー化の促進 <継続>

【関係課・教育総務課】

公的施設等においてバリアフリー化に努めます。学校施設のバリアフリー化については、関係者と協議を行い、緊急性の高いものから計画的に推進します。

### (2) 良好な居住環境の確保

子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境は大切であることから、安心して生活が送れるよう良好な居住環境を提供することにより、子育て支援の充実を図ります。

#### ●公営住宅 <継続>

【住宅管理課】

公営住宅法及び市条例に基づき、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与し、子育て支援の確保に努めます。

#### ●公園遊具の点検・整備 <継続>

【子どもすこやか課】

公園に設置されている遊具の点検・整備を行い、子どもの安全な遊び場の確保に努めます。

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

---

### (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働きの家庭が増えてきているため、仕事と子育てを両立するためには、夫婦で協力して子育てをするとともに、就業時間中に必要となる子育て支援サービスの基盤整備の充実を図ります。

#### ●広報・啓発 <継続>

【子どもすこやか課】

仕事と子育ての調和の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。

## 6 子ども等の安全の確保

---

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通安全対策を推進します。

#### ●交通ルールやマナーの徹底 <継続>

【総務課・教育総務課】

各学校において、交通安全教室の開催や教員及び保護者による街頭指導を行います。

#### ●チャイルドシート使用の徹底 <継続>

【総務課】

大切な子ども達の命と安全を守るため、健康課・保育所・幼稚園・警察署等、関係機関の協力を得ながらチャイルドシートの正しい着用の徹底を推進します。



## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちが身の危険を感じたときに、すぐに助けを求めることができるよう、地域や学校・警察などの関係機関と連携し、犯罪等の被害から子どもたちを守る取り組みを強化します。

### ●子ども 110 番の家・子ども SOS の家 <継続>

【教育総務課】

子ども 110 番の家・子ども SOS の家を指定し、各種関係機関等と連携し、地域ぐるみで子どもの安全を確保する取り組みを推進します。

### ●子ども緊急通報装置整備 <継続>

【教育総務課】

すべての小学生が登下校時に防犯ブザーを携帯できるよう整備を図るとともに、点検及び指導に努めます。

### ●地域見守り活動 <継続>

【生涯学習課】

スクールガード（リーダー）や補導員、地域の安全を守る会等と連携し、きめ細かい見守り活動を行います。

## (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待等により、被害を受けた子どもの精神的苦痛を軽減するため、相談体制を整備するとともに、関係機関と連携し、きめ細かな支援に努めます。

### ●教育相談 <継続>

【教育総務課】

児童、生徒及び保護者からの相談に対応するため、いじめ問題サポートライン、いじめ対策等対策チーム（MITT）を設置し、相談機能の充実に努めます。また、学校、保護者等との連携を図り、いじめや不登校の未然防止と早期発見に努めます。

### ●スクールカウンセラー <継続>

【教育総務課】

スクールカウンセラーを拠点校に配置し、相談体制の充実に努めます。また、美馬市適応指導教室を設置し、問題行動の対処に努めます。

現状：拠点校 5 校（江原中学校、脇町中学校、岩倉中学校、美馬中学校、穴吹中学校）

## (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもを虐待の被害から守るため、福祉関係者のみならず、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で情報を共有し、支援体制の充実に努めます。

## ●要保護児童対策地域協議会 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

地域全体で児童虐待を防止・発見できるようなネットワークの構築・充実に努めるとともに、個別ケースの解決につながる取り組みを推進します。

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、生活支援、就業支援及び経済的支援を図るとともに、情報提供や相談体制の充実に努めます。

## ●児童扶養手当支給 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

父親がいない家庭・父親が一定の障害の状態にある家庭などで、18歳未満の児童などを監護又は養育している方に支給します。

## ●母子家庭等医療費助成事業 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

母子家庭に対し、入院医療費の助成をすることにより、母子家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。

## ●母子福祉貸付資金 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

母子家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、貸し付けを行います。

## ●自立支援給付 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

母子家庭の母の自立を支援するため、ひとり親家庭に対する必要な経費の一部助成や資格取得期間中の一部助成を行います。

## ●ひとり親家庭に対する相談体制 <継続>

【子どもすこやか課】

母子家庭等の自立に関する相談内容が複雑化するなか、母子自立支援員を配置し、個々のケースに応じた相談支援の充実に努めます。

## (3) 障害児施策の充実

障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活ができるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、総合的な取り組みを推進する支援体制の整備を図るとともに、「美馬市障害福祉計画」の推進に努めます。

## ●育児相談 <継続>

【子どもすこやか課・健康課】

保健所や西部児童相談所、関係機関等と連携しながら保健師や家庭児童相談員が、軽度発達障害児や障害児の成長及び発達についての相談に応じます。

## ●就学指導、教育相談 <継続>

【教育総務課】

障害に応じた就学や学習支援の相談に応じるとともに、支援を必要とする子どもについて、関係機関の連携を強化し、一人ひとりの子どもの生涯を見通し、社会へつなぐための継続した教育の推進に努めます。

## ●障害児保育 <継続>

【子どもすこやか課】

保護者のニーズに合わせて、保育に欠ける障害児を保育所の集団保育が可能な限り、保育所に受け入れ、健常な児童とともに保育します。入所後に支援の必要性が認められた子どもに対しては、柔軟に対応します。

## ●特別児童扶養手当支給 <継続>

【子どもすこやか課】

身体又は精神に障害のある児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。

## ●障害児福祉手当支給 <継続>

【障害福祉課】

重度障害児がいる世帯の生活水準の向上・介護負担の軽減を促すため、手当を支給します。

## (1) 経済的支援の充実

養育費や医療費の負担が高いことが、子育て家庭にとって大きな負担となっていることから、経済的な支援の充実に努めます。

## ●保育料の負担軽減 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

国の徴収基準額に基づきながら、多子軽減措置により負担軽減を図っています。地域の実情に合わせて見直しの検討を行います。

## ●子ども手当支給 &lt;新規&gt;

【子どもすこやか課】

中学校修了までの子どもを養育している家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として手当を支給します。

平成 22 年度からの新規事業

## ●みまっこ医療費助成事業 &lt;継続&gt;

【子どもすこやか課】

子育て世帯への経済的な支援のため、乳幼児等が小学校修了までの期間において、医療費の自己負担分の一部を助成します。県費補助対象は小学校 3 年修了までとなっているため、補助対象拡大の要請に努めます。

## ●就学援助 &lt;継続&gt;

【教育総務課】

生活保護では補足できない低所得者に対して学用品費・給食費・医療費等の援助を行います。



## 第5章 目標事業量の設定

子育て支援事業は、児童の健全な育成に資するものとして推進に努めることとされています。

本計画では、計画期間（平成22年から平成26年）の目標事業量を利用者等のニーズ及び現状のサービス基盤を踏まえ、次の通り設定を行いました。

事業名	平成21年度実績	平成26年度目標
通常保育事業	6か所	6か所
延長保育事業	0か所	6か所
休日保育事業	0か所	0か所
一時預かり事業	2か所	2か所
特定保育事業	0か所	0か所
トワイライトステイ事業	1か所	1か所
ショートステイ事業	2か所	2か所
幼稚園の預かり保育事業	5か所	5か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	3クラブ	3クラブ
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所
病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業（センター型）	2か所	6か所

※休日保育、特定保育については、ニーズの動向により検討を行います。

## 美馬市次世代育成支援後期行動計画策定協議会設置要領

### （目的）

第1条 この要領は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援後期行動計画（以下「後期計画」という。）の策定のため美馬市次世代育成支援後期行動計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置することを目的とする。

### （事務）

第2条 協議会は、後期計画の策定について協議及び検討を行う。

### （組織）

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学校関係の代表者
- (4) 保護者の代表者

### （任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に関係者を出席させることができる。

### （事務局）

第7条 協議会の事務局は、子どもすこやか課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会で別に定める。

附 則

この要領は、平成21年 7月31日から施行する。

美馬市次世代育成支援後期行動計画策定協議会委員名簿			
区 分	所 属	氏 名	備 考
県 関 係	西部総合県民局保健福祉環境部長	ひら たい けん いち 平 田 健 一	
	〃 美馬保健所長	おおきもと しげる 大木元 繁	
各 種 団 体	美馬市民生委員児童委員協議会長	さ とう よし お 佐 藤 嘉 男	会 長
	〃 主任児童委員	ふじもと まきこ 藤 本 真喜子	
	(社)美馬青年会議所理事長	み よし わたる 三 好 亘	
	美馬市青年連合会長	はぶもと ゆたか 端 本 豊	
学 校 関 係	穴吹保育所長	たけ たい みどり 武 田 みどり	
	江原南幼稚園長	あお き ゆき よ 青 木 幸 代	
	脇町中学校長	みつ やま とし ゆき 光 山 利 幸	副会長
保 護 者 関 係	美馬市PTA連合会長	み やけ さとし 三 宅 智	
	なかよし児童クラブ代表	こ にし とおる 小 西 透	
	自主サークルちびっこ集まれ代表	み やけ もち え 三 宅 桃 恵	

事 務 局	保険福祉部長	逢 坂 章 人	
	福祉事務所長	南 後 善二郎	
	健康課長	森 本 康 史	
	子どもすこやか課長	藤 川 一 郎	
	〃 課長補佐	藤 村 孝 志	
	〃 課長補佐	篠 原 孝 志	

# 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

## 第1章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

### （基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

### （事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

### （国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第2章 行動計画

### 第1節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第2節 市町村行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

---

# 美馬市次世代育成支援後期行動計画

平成22年3月

発行 美馬市役所 保険福祉部 子どもすこやか課  
住所：徳島県美馬市脇町大字脇町 1303 番地 3  
電話：0883-52-5606

---